

農林金融

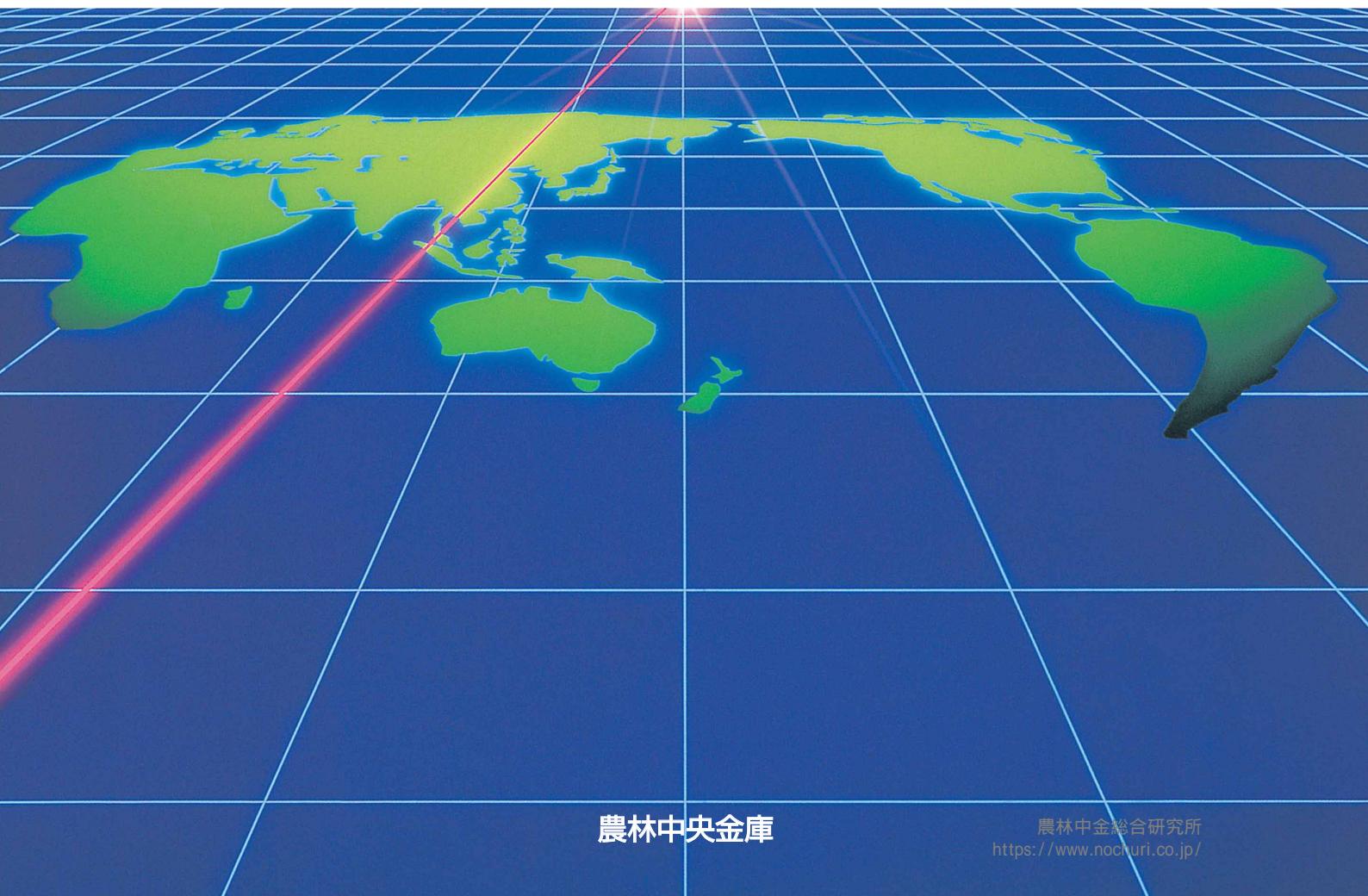
THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2019 **4** APRIL

中国・韓国の農業

- 中国養豚産業の構造変化とICTを利用した農家の経営支援
- 中国の農民專業合作社による信用事業の現状と課題
- 韓国の酪農制度



中国経済の最近の動向と第一次産業

「11月と12月の変化は尋常ではない。月単位でこれだけ落ち込んだのは初めて」モーターなどの電気機器メーカーとして成長が続く日本電産・永守会長が業績下方修正を行った緊急記者会見での発言である。

「主要新興市場で一定の厳しさを予測していたが、特に中華圏での経済減速の大きさは予想できなかった」こちらはiPhoneでおなじみの米アップル、ティム・クック最高経営責任者の業績下方修正発表時の投資家向けレターの内容である。「永守ショック」「アップルショック」とも呼ばれ、中国経済の急減速を肌感覚で伝えるものとして内外株式市場にも大きなインパクトを与えた。

一方、建機大手コマツが彼らの機械稼動管理システム（KOMTRAX）から得た中国の車両稼働時間も前年比で2018年11月△13.6%、12月△14.0%、19年1月△12.2%と急落している。これらは個別企業からみた中国経済減速の一コマを端的に表したものだ。

それでは実際のマクロ経済指標や当局の政策スタンスはどうなっているか、確認してみよう。中国の18年10～12月期の国内総生産（GDP）の前年比実質伸び率は6.4%、17年1～3月期以降緩やかな減速が続いており、リーマン危機以降では最低の伸びとなった。2期目に入った習近平体制は、無理に成長を求める経済の「質」の向上を重視し、過剰な生産能力や地方政府・企業の債務削減などの構造改革を進めてきた。シャドーバンキング（投資商品を通じた金融）も一時減少に転じた。このように、財政・金融政策ともに、金融リスクの抑制のため、幾分引締め気味のスタンスをとっていたが、18年夏場以降米国との通商摩擦が激化すると、投資の冷え込みや消費者センチメントの悪化など景気減速が顕在化してきた。冒頭のコメントもその流れを受けたものとみられ、中国政府・中央銀行も預金準備率の引下げや所得税減税、インフラ投資の拡充など矢継ぎ早に財政・金融政策の転換を図っている。

さらに、3月の全国人民代表大会では19年の経済成長率目標を6～6.5%と前年から引き下げ、製造業向けの企業減税など追加的な施策も含め4兆元（70兆円弱）規模の経済対策が実行される見通しである。とはいえ、GDP規模は10年に日本を抜き、今では日本の2.5倍、米国の3分の2程度まで迫る世界第二位の経済大国である。経済の規模拡大や成熟化により経済対策の「効き」は悪くなり、「効率」も落ちることは否めないだろう。そして、始めたばかりであった経済の「質」の向上、過剰債務の解消など構造改革が頓挫気味なのは気になるところである。当面景気が底割れすることはないとみられるが、いかに効果的・効率的な政策を見いだし実行するかが課題となっている。

さて、今月号には中国の第一次産業に関するテーマが含まれている。最後に、基礎的なデータを提供しておきたい。中国の18年の第一次産業GDP規模は6.5兆元（107兆円）程度、前年比伸び率は3%台である。第二次・第三次産業の方が成長率が高いため経済全体に占める割合は低下が続くが、それでも全体の8%弱のシェアがある。また、第一次産業の就業人口も全体の約4分の1まで減少したものの、17年で2億人程度の規模だ。マクロ経済政策と並んで、農業・農村政策の変化についても詳細にみていく必要がある。

（（株）農林中金総合研究所 取締役調査第二部長 新谷弘人・しんたに ひろひと）

今月のテーマ

中国・韓国の農業

今月の窓

中国経済の最近の動向と第一次産業

(株)農林中金総合研究所 取締役調査第二部長 新谷弘人

中国養豚産業の構造変化とICTを利用した農家の経営支援

阮 蔚 (Ruan Wei) —— 2

新合作社法施行後の聞き取り調査を中心に

中国の農民專業合作社による信用事業の現状と課題

王 雷軒 (Wang Leixuan) —— 19

近年のクオータ制を巡る動きを中心に

韓国の酪農制度

植田展大 —— 33

談話室

国民総幸福と農政パラダイムの転換

忠南大学 名誉教授・地域財団 理事長 朴 珍道 —— 50

統計資料 —— 54

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

中国養豚産業の構造変化と ICTを利用した農家の経営支援

理事研究員 阮 蔚 (Ruan Wei)

〔要 旨〕

中国は世界の豚のほぼ半数を飼育している「養豚大国」だが、その主体は長く零細農家の庭先養豚であり、病害、低品質など多くの問題を抱えていた。21世紀に入って、養豚専業農家と養豚への大企業の参入でようやく構造変化が始まった。

2010年頃から飼料業界の競争が激化し、飼料大手は生き残りのため、養豚専業農家へ多様なサービスを提供して、自社飼料の利用シェアを確保しようとしている。養豚農家もその経営効率向上のためにこうした企業のサービスを利用してスケールメリットを獲得する動きが活発化している。

企業サービスのなかで本稿で紹介する農信互聯の「豚ネット」は、ICTやビッグデータ技術を活用して、ボトムアップ的な方式で養豚農家のニーズに応えながら、養豚管理や購買販売および金融を含む総合的サービスを提供するプラットフォーマーへと進化してきた事例であり、中国の養豚産業の新たな姿の一つとして体現しつつある。

目 次

はじめに	2 養豚農家の経営支援プラットフォーム
1 中国養豚産業の構造変化	「豚ネット」
(1) 庭先養豚の退出と養豚農家の規模拡大	(1) 農信互聯の「豚ネット」成長のプロセス
(2) 大企業養豚の台頭	(2) 「豚ネット」の主要な機能
(3) 養豚農家向けに総合サービスを提供する 企業の出現	おわりに

はじめに

6000年以上前から中国の多くの地域では豚の家畜化に成功し、それぞれの地域で特色のある品種を持つようになった。1980年代までほとんどの農家では1～2頭の豚を飼い、それは家庭の残飯を栄養価の高い肥料に転換して長い農耕文明社会の維持に不可欠な役割を果たしてきた。豚の上に屋根がかかっているという「家」という漢字の意味のゆえんもある。また、豚肉は婚礼の礼品になり、政治や社交の場に使い、春節を祝うとき等の高級食材ともなる。豚肉は最も中国的な農産物ともいえる。しかし大半の庶民の食生活においては豚肉はたまにしか食べられないぜいたく品でもあった。

豚肉が一般大衆の日常食品になったのは最近30のことすぎない。中国では今日、豚肉は国民生活の必需品となり、鶏肉や牛肉等他の食肉消費が増えたものの、食肉消費に占める豚肉のシェアは依然として60%以上である。豚肉価格は消費者物価指数(CPI)の3%以上のウエートを占め、その価格安定は主食穀物と同様に政府にとって重要な課題となっている。

世界の半分の豚を飼っている中国は、20世紀の最後まで主として零細農家の兼業的な庭先養豚または小規模の專業的養豚に支えられていた。21世紀に入ってから、庭先養豚の退出、專業的養豚の拡大と大企業の工業的養豚の台頭等、中国養豚産業の構造変化はようやく加速するようになった。大

企業の養豚は資金や人材、技術等に支えられて、この10年ほどの間に急成長してきた。一方、養豚農家はその規模拡大と経営効率向上のために、大手養豚企業との契約生産や大手飼料メーカー等が提供しているサービスを利用することによってスケールメリットを獲得する動きが活発化している。

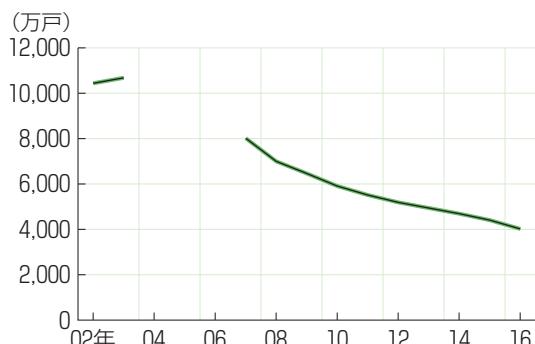
本稿では、中国の養豚業の構造変化を概観してから、ICTを活用した養豚農家向けの総合サービスを提供する農信互聯の「豚ネット」という個別企業の事例を紹介しながら分析するとともに、将来の中国の養豚業の展開を考察する。

1 中国養豚産業の構造変化

(1) 庭先養豚の退出と養豚農家の規模拡大

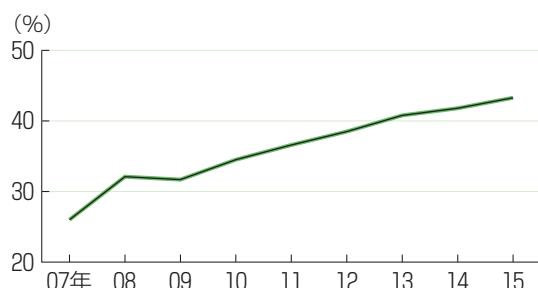
年間出荷50頭未満の零細養豚農家の数は、2003年時点で1億678万戸あったが、07年には8,010万戸へ、さらに16年には4,021万戸へと、13年の間に半分以下に減少している(第1図)。一方、年間出荷頭数500頭以上の大・中規模生産者の出荷頭数が全出荷頭数に占

第1図 零細養豚(年間出荷1～49頭)農家数



資料 中国畜牧行業年鑑編輯部『中国畜牧行業年鑑』各年版

第2図 肉豚全出荷頭数に占める年間出荷500頭以上の割合

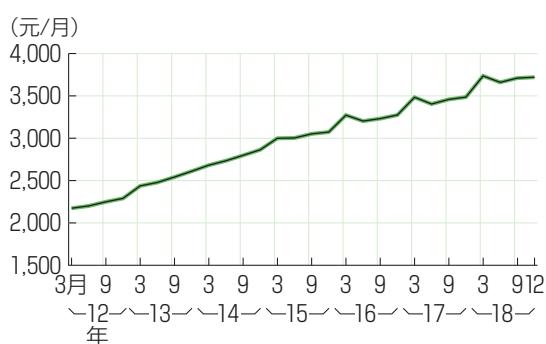


資料 農業部畜牧行政司『中国畜牧行政統計』(2015年版)、15年のデータ:国家発展と改革委員会「生豚市場調査報告」(16.4.29)

める割合は07年の26.0%から15年の43.3%へと大幅に増加した(第2図)。その比率は26年に65%になると中国農業部は予測している(農業部市場予警専門家委員会(2017))。

零細養豚農家の退出を促した最大の要因は出稼ぎ収入の増加である。92年鄧小平の南巡講和以降の経済発展による出稼ぎ機会の増加により、零細養豚農家の退出はすでに発生していた。本格的な退出は、01年のWTO加盟後の工業製品輸出の急拡大により、農家にとってより多くの出稼ぎ機会が生じたことによる。出稼ぎ労働者の平均月収は12年3月の2,173元から18年12月の3,721元へとコンスタントに上昇し(第3図)、農村家庭の給料収入の年間総収入に占める比

第3図 出稼ぎ労働者の月収

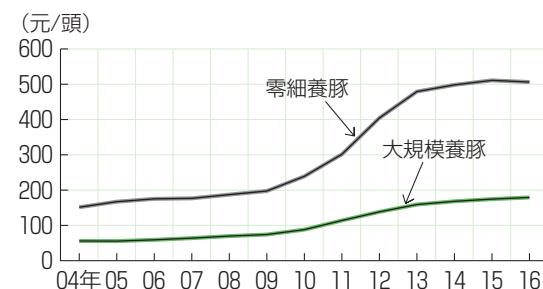


資料 国家統計局ホームページ

率は2000年の32.0%から、13年の41.7%へと上昇した。同時に、零細養豚の入件費コストは04年の1頭当たり151.5元から15年の510.8元へと337.1%上昇した(第4図)。

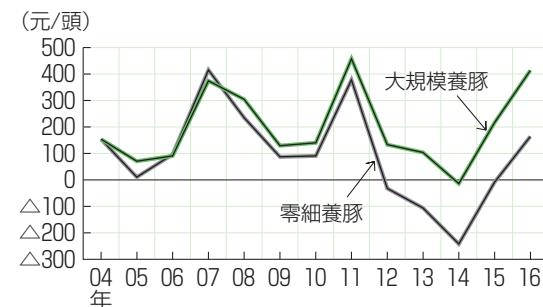
一方、豚の出荷頭数は14年まで増え続けてきたが、豚1頭当たりの純利益は大きく変動しながらも低下傾向にある。零細養豚農家の1頭当たりの利益は04年に154元あったが、10年には91元へ低下傾向にあり、さらに12~15年の間連続4期赤字経営となっている(第5図)。大規模養豚経営の場合は1頭当たりの入件費や設備の減価償却費などが安くなることもあり、1頭当たりの純利益も零細農家より高い。零細規模経営では養豚を廃業して出稼ぎに行くか、規模を拡大して専業養豚経営の道に進むか、農

第4図 養豚入件費の比較



資料 国家統計局『全国農產品成本収益資料収集』各年版
(注)零細養豚は年間出荷50頭未満、大規模養豚は同500頭以上。

第5図 養豚1頭当たり純利益



資料、(注)ともに第4図に同じ

家は当然のように分化していった。

零細養豚農家の退出と大規模化の促進は政府による後押しとも関係している。03年時点で1億戸以上の農家による零細養豚は、市場価格の乱高下や豚肉薬物残留の主要な要因とみなされていた。豚肉の市場価格が上がり1億戸以上の農家が1頭ずつ養豚の数を増やせば1億頭以上の増産、逆の場合は1億頭以上の減産となり、豚肉価格の乱高下をもたらす。また、90年代から外国からの原種豚の輸入増等により外来の豚の病気が多発するようになり、分散しすぎている零細養豚の疫病防除は難しく、薬物残留への管理監督も容易ではない。そのため、都市部消費者の豚肉を含む中国産農畜産物の安全性への不信を高めている。

(2) 大企業養豚の台頭

これらの問題を解決するために、中国政府は2000年前後から農業の産業化振興政策の一環として零細養豚から大規模養豚への転換、農畜産物の龍頭企業（業界のリーダーとなる企業）の育成を促進した。17年に、養豚企業のなかでトップ20社の出荷頭数は豚出荷総頭数7億頭の7.8%にとどまるものの、5,480万頭に及び（第1表）、17年の日本の出荷頭数1,634万頭の3倍以上、米国出荷頭数1億2,131万頭（USDAのデータ）の45.2%に相当する。この20社の多くは大手飼料メーカーやその他農牧関連（農業生産および農業関連事業）企業による参入である。

大手企業の養豚参入の背景は、第一に、市場規模が大きいことと、スケールメリッ

第1表 中国養豚トップ20社(2017年)

(単位 万頭)

順位	会社名	出荷頭数
1	温氏集團	1,900
2	牧原	720
3	正大	450
4	正邦科技	340
5	新希望集團	250
6	雏鷹	250
7	中糧	220
8	揚翔	150
9	華西希望	150
10	上海光明	130
11	安佑	120
12	金鑑	120
13	佳和	110
14	天邦	100
15	大北農科技集團	100
16	河北襄大	100
17	高迪	80
18	廣西農墾	80
19	山東環山	60
20	双胞胎	50
計		5,480

資料 各種資料より筆者作成

トが期待し得ることである。近年の年間出荷の約7億頭の豚は、近年の平均単価1,500元/頭で計算すると、1兆元以上となる。また、米国の大規模養豚に比べて中国の養豚コストは大幅に高いとされており、米国に近い水準の大規模化を行えばコスト引下げによる利益拡大のチャンスは大きい。

第二に、養豚等畜産を振興するために、中国は96年に飼料の主な原料の一つである大豆の輸入を自主的に自由化した。これはその後の大豆輸入の急増をもたらしたが、同時に畜産の急速な拡大の基礎的条件を作った。

第三に、前項で述べた、食品安全と疫病防除へのニーズである。農薬や薬物残留等食品安全性の問題から、消費者の安全な農畜産物への需要は高まっている。管理監督が容易でルール化された大規模養豚はその主な解決策の一つとして政策的に推進され

ている。

第四に、輸入豚肉との競争である。01年のWTO加盟により豚肉の輸入関税は加入時の20%から04年に12%へと引き下げられ、豚肉の輸入は08年の37.3万トンから17年の121.7万トンへと年間14.0%の伸びを記録した。中国の養豚は米国やブラジルなどからの輸入肉と中国国内市场で競争せざるを得ず、養豚産業の経営効率向上による競争力強化は不可欠となっている。

第五は、飼料メーカーの養豚産業への本格的な参入である。飼料業界への参入はハードルが高くなく、90年代末までには多くの企業が参入していた。一方、牧原や温氏集団などの養豚企業はもともと自社で飼料を加工していた。それら自社で飼料を自給する養豚企業の規模拡大は、飼料メーカーにとっては飼料需要の縮小となった。飼料加工量の伸び率は10年をピークに鈍化に転じている（第6図）。ちなみに、中国全体の肉豚出荷総頭数も14年にピークを迎え、その後緩やかな減少傾向となっている（第7図）。

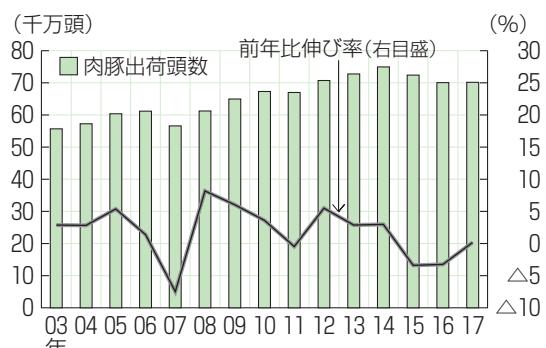
その結果、飼料メーカーの販売競争は激化し、中小飼料メーカーの統廃合が多発す

第6図 中国の飼料生産量と前年比伸び率



資料 第3図に同じ

第7図 中国内豚年間出荷頭数と前年比伸び率



資料 国家統計局『中国農村統計年鑑』各年版

るようになった。競争のなかで生き残るために、養豚農家への経営支援などサービスを強化することによって養豚農家の飼料需要を獲得すると同時に、自らの養豚産業への参入により飼料シェアを確保する、大手飼料メーカーが続出した。たとえば、大手飼料メーカーの新希望集団、大北農科技集団（以下「大北農」という）、正邦科技は、いずれも2010年代半ばまでに養豚産業に参入している。

（3）養豚農家向けに総合サービスを提供する企業の出現

大手養豚企業が急速に拡大しつつあるものの、中国全体で約7億頭に上る豚の出荷頭数の大半は依然として農家によるものである。ふん尿処理に必要な農地面積の要求など環境規制が厳しくなり、大規模養豚に必要な土地の確保が難しくなったこともあり、中長期的にも引き続き養豚の主力は専業農家となろう。また、米中貿易摩擦による中国製造業の経営悪化を背景にした都市部の雇用悪化、農民の出稼ぎ機会の縮小などを考慮すれば、養豚による農村での雇用

機会の確保は、依然重要な役割を果たすと考えられる。

他方、大企業との競争に加え、近年増えつつある輸入豚肉との競争にさらされている養豚農家は、生き残りのために規模拡大と経営効率の向上が同時に求められている。自力で規模拡大や経営効率向上を図る養豚農家は存在するが、しかし大半の養豚農家は養豚技術の蓄積が少なく、資金力や人材、開発能力の面からも外部の力に頼って弱みを補い、大企業養豚に近い効率性を目指すしかない。

一方の大手養豚企業は規模拡大に必要な土地の獲得などの難題を抱えているため、土地を持っている農家と養豚経営にかかる契約を結ぶことによりその問題が解決され、高くなっている労働コストの問題も解決できる。農家との契約方式はその緊密度によっていくつかの類型があるが、そのなかで中国最大の養豚企業にもなっている温氏集団は、農家と緊密度の高い契約生産方式をとっている。

温氏集団の詳細については別の機会に分析を予定しているが、ここで概観すると以下のようになる。温氏集団は18年に2,229.7万頭の肉豚を出荷したが、全量が契約農家からの出荷となっている。子豚や飼料を含む生産資材はすべて温氏集団が供給するが、農家が事前に保証金を出しているため実質的には農家がこの保証金を使って買う形になっている。豚舎も農家が資金を負担し、温氏集団のスペックどおりに立てる。しかし、豚の所有権そのものは農家にはなく、

温氏集団側が保有している。農家は温氏集団の指導どおりに肥育作業に専念するスタイルである。最終的に市場価格の変動と基本的に関係なく、温氏集団は農家に一定の利益を保証してすべての豚を買い付けして出荷する。豚の出荷価格が大きく変動しながら低下傾向にあるなかで、農家に頭数に合わせて一定の利益を保証する温氏集団の契約方法は出稼ぎ機会が少ない時期、経済発展が遅れている山間地や奥地、また出稼ぎに行きにくい40～50歳以上の農家にとって魅力的で、実際に各地で契約農家が急速に増えている。こうした農家にメリットのある手法によって、温氏集団は02年に養豚事業をスタートしてからわずか十数年の間に世界最大の養豚企業に発展したのである。ただ、この場合の養豚農家は実質的に温氏集団の1下請け農場にすぎないと考えられる。

温氏集団のような契約生産方式のほかに、養豚農家に必要なサービスを提供することでより多くの独立系の養豚農家を自社製品の長期ユーザーに育てていく企業も増えている。次節で詳しく紹介する飼料メーカー大北農の子会社である農信互聯はその代表例であるが、農信互聯がインターネットを活用して運営している「豚ネット」は農家の独立性を尊重し、日本における農協の機能とも類似した各種サービスを提供することにより養豚農家を安定的なユーザーにするモデルをとっている。養豚農家はすべてのサービスを利用しても一部のサービスを利用してもよく、アマゾンのように会員登

録をしてサービスを利用するが、会員になっても入退会は自由であり、当然、すべてのサービスの利用および養豚経営に関する意思決定権は農家にある。

2 養豚農家の経営支援プラットフォーム「豚ネット」

農家を一時的なユーザーではなく、自社飼料の長期安定的なユーザーに育てていくには、農家の抱える問題を解決し、その生産効率向上に確実に役立つサービスを提供して農家をつなぎとめなければならない。飼料メーカー大北農の子会社である農信互聯は、まさに独立系養豚農家をターゲットにしてその生産性向上に必要なサービスを提供できるように進化を遂げてきた代表例といえる。

今日、農信互聯の養豚サービスは「豚ネット」という名前で、ICTとAIを活用して1万以上の養豚農家に必要なサービスをワンストップで提供するプラットフォームへと発展してきた（中関村大数拠産業連盟（2018））。豚ネットは、一般的なIT企業の養豚産業への新規参入とは異なり、飼料販売を促進するために養豚農家への支援サービスを長年行い、その延長線上にデジタル化の変身を遂げたものである。以下では豚ネットの成長プロセスを簡潔に振り返り、そのサービス内容とビジネスモデルの特徴を検討したい。

本節は18年11月と19年2月の同社でのヒアリングと養豚現地調査、および農信互聯集団・農信研究院の報告書「中国豚産業イ

ンターネット+発展研究報告2018」などを参考にしている。

（1）農信互聯の「豚ネット」成長のプロセス

a 飼料販促のためにスタートした養豚サービス

大北農は94年に中国農業大学の卒業生によって設立された。中国最大の飼料メーカーである新希望集團に約10年間遅れて飼料メーカーとして参入し、また03年に畜薬やワクチンの開発・製造を開始した。設立当初、大北農を含む大手飼料メーカーの飼料販売のほとんどは飼料卸や飼料販売店を経由し、そこから多数の零細養豚農家に売られていた。新規参入者としての大北農は、飼料の販促のため、養豚農家の豚の病気診断等のサービスを提供していたが、飼料需要量の伸びが続いている時代であったこともあり、それ以上のサービスを必要としなかった。

しかし、前記のとおり今世紀に入ってから専業的養豚農家数およびその経営規模が次第に拡大し、飼料メーカー間の競争も激しくなることに伴い、大北農は専業養豚農家の囲い込みのため、より高度なサービスを提供する必要が生じた。農家の最大のニーズは、低生産性の改善、取引・流通の煩雑性と非効率性の改善、金融面でのニーズの充足という三つの大きな課題の解決である。これらは中国養豚業全般にいえることであるが、資金や人材、情報を有する大企業に比べ、養豚農家はより厳しい状況にある。

b 養豚農家向けサービス効率向上のためのICT活用

大北農は養豚農家や飼料卸とともに上記の農家の課題の解決策を模索しながら、2000年頃から飼料の販売効率と農家へのサービス効率の向上に向けて業務自動化（OA化）とIT化を積極的に進め、03年にデータセンターを立ち上げた。このOA化とIT化は、ERPシステムの導入とともに進められた。ERPとはEnterprise Resource Planningの略で、主に製造業で、生産現場と営業、経理、財務、そのほかに人事、総務などの情報を統合し、全社的にヒト、モノ、カネが適正かつ、効率的に活用できているかを「見える化」するものである。

その導入により、顧客情報を含めこれまで別々に構築・運営されていた飼料生産、購買、販売、在庫、会計、人事、顧客管理等部門ごとのデータが統一した様式のもとでデータベースにまとめられ、伝票情報も一元化された。大北農はそれにより飼料・養豚関連事業全体の状況を正確かつタイムリーに把握できるようになり、情報の一元管理、業務の効率化、経営判断のスピード化を実現できるようになった。

具体的には、①飼料の原料調達、生産、販売、在庫などの管理効率化、②農家への飼料やワクチンの販売状況、農家の生産効率などの顧客情報管理の効率化が実現できた。

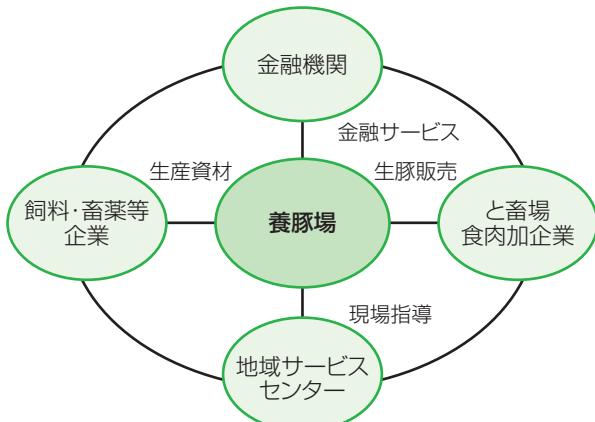
2000年代後半からは、業務効率のさらなる向上と顧客利便性の向上を目指して養豚農家と飼料卸にインターネットでの飼料の

注文や、インターネットを通じた豚の病気診断など業務のオンライン化を進めた。これが、養豚農家への総合的サービスのプラットフォームである「豚ネット」の原点となる。

その後、養豚農家のニーズに対応していくうちに、豚ネットは、養豚農家を中心に、飼料や畜葉等製造企業から、と畜場や食肉加工企業、銀行・保険等金融機関までを同じネットワークにつなぐようになった。豚ネットは、養豚農家にとって養豚の生産経営指導、生産資材の購入と豚の出荷・販売、融資や保険といったサービスをワンストップで受けられるプラットフォームとなった（第8図）。

こうして進化した豚ネットは、大北農の飼料等生産資材のみの販売管理と顧客管理の効率向上という当初の狙いと枠組みを大きく超えるものとなった。そこで14年末にこの豚ネットを運用する部署は「農信互聯」という名称で大北農から独立した子会社と

第8図 「豚ネット」養豚農家向けの経営支援プラットフォーム



資料 筆著作成

第9図 「豚ネット」の三大機能



資料 筆者作成

して養豚農家を中心に養豚総合サービスを提供する会社として再スタートした。

現在、豚ネットは、「豚管理」「豚関連取引（生産資材の購入と生豚の販売）」と「豚金融」という三つの機能を提供する、中国で最も代表的なオフラインとオンラインを融合した養豚サービスプラットフォームとなっている（第9図）。

（2）「豚ネット」の主要な機能

a 「豚ネット」の基幹である養豚生産管理支援

—ビッグデータの蓄積—

豚ネットの三大機能の一つである豚管理機能は、養豚農家への技術指導、豚の病気診断等、大北農が最も早くから、最も力を入れてきたサービスであり、豚ネットの基盤である。農家の養豚規模の拡大とともに、農場の経営管理は1企業の経営管理と同様に行う必要が出てきた。つまり、上述した大北農自身が飼料販売効率と顧客管理効率の向上にERPシステムを導入したように、

大・中規模の養豚農家も正確なデータによる迅速な判断と科学的な管理が必要となってきたものといえる。

農家への技術指導と病気診断の効率向上を主な目的の一つとして始めたこの豚ネットは、大北農が導入したERPシステムをクラウド化したサービスとして農家に提供し、その使用を農家に指導しながら広げるように努めている。クラウド化したサービスにより、農家はスマートフォンやパソコンからいつでもどこでもデータにアクセスできる。

クラウド型ERPサービスには以下のようないくつかの機能が含まれる。①飼料等すべての生産資材の調達、使用、在庫等の管理、②飼料給餌やワクチン・薬の投入、日増体重等生産管理、③妊娠計画、分娩計画、離乳計画等繁殖管理、④肉豚の販売価格予測、売り注文等肉豚の販売管理、⑤豚舎ごと・農場ごとの業績とその分析等農場の業績管理、⑥原価計算や財務会計、収支管理などである。こうしたクラウド型ERPサービスは養豚業に限られない包括的な機能を有しており、豚ネットを使っている飼料等生産資材メーカー・販売業者も同様に利用できる。

ERPシステムの導入などによって蓄積した養豚場の生産・経営データ等に基づいて、豚ネットの獣医等の専門家は農家への個別指導も行うが、豚ネット自身はビッグデータの分析によりいくつかのベンチマークを構築し、農家の生産状況についてどこが順調でどこが改善すべきかなど、農家に分かりやすい形で示すことが可能となっている。

また、オンライン化の進展により、養豚農家への豚の病気診断が迅速になった。豚ネットは、豚の病気の症状に関して、中国最大といわれる8万点以上の豚の病気の症状の画像と文字記述のデータベースを蓄積しており、またビッグデータの分析を行っている（農信互聯集団・農信研究院（2018b）39頁）。養豚農家は豚の症状をスマートフォンで写真に撮り、その症状を音声入力（文字データ）で送信する。豚ネットは24時間365日の体制で、そのデータベースに照らして自動的に病気の診断や対策等を回答してくれる。

それに加えて豚ネットでは約1万人の認証された獣医がオンラインで対応しており、多くの獣医は豚ネットで自身のブログを設けて、そこに養豚技術や豚の病気対策等多くの情報を載せることにより、知名度の向上を図っている（19年2月23日ヒアリング）。

このように養豚農家はオンラインで、自動的診断に加え、専門家による診断や指導を受けることができ、また予約して農場まで来てもらうことも可能となったため、病気対策にかかる効率が大幅に向上し、診断の正確性も向上した。また、蓄積してきたビッグデータの分析により、それが1農場のみの病気なのか、それとも広範囲の疫病発生の可能性があるかの判断が容易になり、適切な疫病防除措置のアドバイスも出しやすくなる。

また、農信互聯は、他のIT企業が開発した画像や音声による豚の体重測定・頭数点検・日增体重測定など、スマート養豚関連

の最新のAI設備やアルゴリズム等を、一定のルールの下で豚ネットのプラットフォームに統合・連携・標準化し、養豚農家にとってワンストップで使えるように構築している。これらの豚管理サービスによって養豚関連の最も基礎的かつ最も重要なビッグデータが形成されている。

19年2月現在、管理している母豚は308万頭、肉豚は3,212万頭に及んでいる（19年2月23日ヒアリング）。

b 購買・販売事業

(a) 生産資材の購買

上述したとおり、豚ネットは当初、大北農の飼料販売拡大を目的としたものであり、大北農以外の生産資材の販売は行われていなかった。その後、多様な商品を求める農家のニーズに対応し、大北農以外の生産資材メーカー・飼料卸に対し、豚ネットへの出店を呼びかけ、広範囲の電子商取引機能を追加した。19年2月現在、2,585の生産資材メーカー、飼料卸等がオンライン出店をしている（19年2月23日ヒアリング）。

出店企業の責任感を高め農家の利益を守るために、オンライン出店に際しては品質や配送等の基準、保証金徴収などの措置をとっている。しかし、農家にとって多くの商品から良質で安価な資材を見いだすことは極めて難しく、また、農家の経営効率を上げるには、大口ユーザーと同様の価格で購入する必要もある。

そうした農家のニーズに対応するため、豚ネットは蓄積したビッグデータの分析や、

製造工場や養豚場等からの現場情報の収集を重ね、17年8月から飼料や添加剤、種豚、子豚、養豚場の消耗品といった主要商品について、高効率で高品質なものを選んで「農信優選」という名前で責任を持って養豚農家に推奨している。さらに、そのなかの飼料や添加剤という大量に使用する用品については「農信集採」という名前で会員の全農家向けに大口優遇価格が適用される。現在豚ネットで取引されている養豚関連商品は18年6月時点で11万点超に達し、取引額は17年1月から18年6月まで累計171億元（月平均9.5億元）となっている（農信互聯集團・農信研究院（2018b）44頁）（第10図）。

さらに、農信互聯は、中国交通部の許可を得た輸送トラック専用のネット配車サービスを提供している。農信互聯の全国にある地域サービスセンターとサービスステーションの輸送トラックのほかに、関係する飼料卸や飼料メーカー、肉豚買付業者等が所有する輸送トラックに、豚ネットに参加している農家や企業がその時に必要としている輸送量や輸送先、輸送費などを付した

輸送依頼情報がリアルタイムに流される。運転手はどこにどれぐらいの荷物があるかなどの情報を隨時に把握でき、帰路でも空車のないように調整できる。これらにより配送時間の短縮と輸送効率の向上が可能となっている。

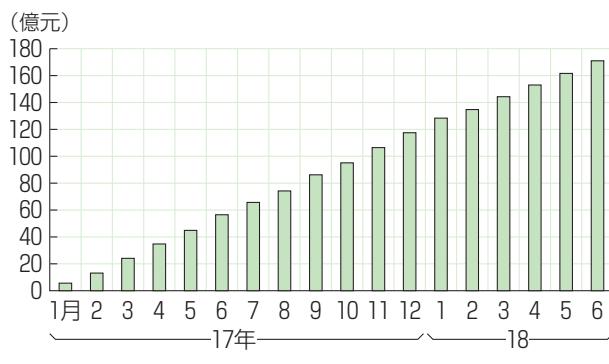
（b）肉豚のネット取引

—国家生豚（子豚、種豚を含む）市場—

従来、肉豚の出荷は豚出荷ブローカーと買付業者を通して、と畜場または食品加工工場へ運ぶというケースがほとんどである。中間段階が多く、何回も手数料を抜かれるため豚肉の最終価格に比して農家の出荷価格は低く抑えられていた。養豚農家の経営効率の向上には、出荷・流通の中間段階の短縮化、流通と価格形成の透明化が不可欠であり、豚ネットはオンラインでの豚の出荷システムの構築を模索してきた。

15年11月に農信互聯は、80%の出資比率で重慶科牧科技有限公司^(注1)と共同で重慶農信生豚取引有限公司を設立し、また共同で「國家級重慶生豚取引市場」（SPEM、以下「國家級生豚取引市場」という）という中国唯一の生豚のオンライン全国取引市場を構築した。16年3月から正式に全国主要養豚県に展開した国家級生豚取引市場は、生豚のオンライン全国取引市場と主要生産県でのオフライン取引市場という二つの部分からなっている。生豚の「オンライン取引+オフライン引渡し」という仕組みにより、生豚取引における公正さと透明性の確保、流通段階の短縮化、品質保持、コスト引下げと

第10図 「豚ネット」での生産資材購入累計額



資料 農信互聯集團・農信研究院(2018b)

利便性、トレザビリティの確保等を実現している（北京大北農科技集團年報2015年版16頁、農業部市場与經濟信息司（2016））。

養豚農家はスマートフォンやパソコンから毎日24時間、豚の取引価格や取引頭数等の情報を把握でき、自分の売りたい豚の品種、数量、体重、価格、品質、受渡場所、検疫合格等の情報をリアルタイムでオンラインに反映することが可能である。購入する側は気に入ったところのボタンを押せば取引が成立する。価格についての交渉も可能である。

こうした取引は便利になっただけではなく、手数料が無料となっていることもあり、農家に大いに歓迎されて、16年3月に生豚の販売事業を開始して以降、18年6月までの累計販売頭数は約5,000万頭、1日の平均取引頭数は8万頭弱に達している。同時期の取引累計額は730.4億元、1日当たりの取引額は約1億元となっている（農信互聯集團・農信研究院（2018b）39頁）（第11図）。

豚ネットはさらに「ID-PIG」というトレザビリティを提供する新しい商品の構築を

模索している。「ID-PIG」は、豚肉の薬物残留等、食品安全に強い関心を示している消費者のニーズに応え、また、養豚農家のブランド力と価格交渉力を高めるための試みである。「ID-PIG」は、豚ネットを通してビッグデータとブロックチェーンの技術を使い、肉豚の肥育から出荷までの全過程を追跡可能にすることで実現している。かかわっている責任者を含め豚の繁殖・肥育から流通までの全過程のデータが保存される。

(注1) 重慶科牧科技有限公司は重慶の国有企業であり、13年1月に農業部の許可により、國家級生豚取引市場の建設が任された。

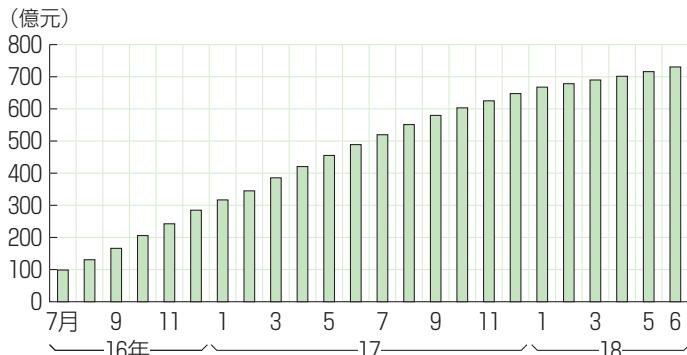
c ビッグデータに基づく金融サービス

(a) 融資

長年、養豚農家を悩ませていたもう一つの課題は融資難である。母体の大北農は飼料の売掛という商社金融をもともと行っているが、1飼料企業の事業であるためその規模は小さい。一方、養豚農家はその生産規模の拡大に伴い、必要な資金は飼料メーカーからの限られた商社金融では不足している。中国の養豚は、需給調整や保険制度の未整備などによりリスクが高いことや、土地が担保とならないこと、資金需要の規模が零細で農村に分散しているため融資コストが高いことなどにより、銀行等金融機関に敬遠されがちになっている。豚ネットは蓄積しているビッグデータに基づいて農家の信用評価を行い、融資の円滑化を支援している。

豚ネットは前述した豚管理による

第11図 「豚ネット」での生豚出荷累計額



資料 第10図に同じ

生産経営データ、豚の購買・販売により得た取引データ、さらに獣医を含めた協力会社の2万人弱のスタッフの現場訪問時および間接的に集めたデータや情報を元に、ビッグデータ技術を利用した顧客信用評価モデルを構築した。このモデルを使って、養豚農家ごとに信用ランク付けし、そのランクに基づいて融資枠が設定される。融資主体は大きく分けると、銀行と農信互聯の2種類になる。農信互聯は15年にインターネットでのマイクロファイナンス業務の事業免許を取得し、短期少額のマイクロファイナンスに特化している。それ以外の融資は銀行融資となり、信用ランク付けの高い養豚農家などの豚ネットのユーザーに農信互聯は銀行からの融資を斡旋する。農信互聯は中国農業銀行、郵貯銀行、光大銀行等大手を含む30以上の商業銀行と契約し（第12図）、期間、金利、利用目的などで多様性のある融資を提供している。

融資は養豚農家の生産資材の購入だけではなく、飼料メーカーの飼料原料の調達や豚買取業者の豚買取り等の場合に行われるが、ただすべての融資は生産資材等の代金の支払先の口座に直接振り込まれ、しかも豚ネット内で完結しているため、融資機関にとってリスクコントロールしやすい。また、融資審査等のコストも安いため融資金利も安くなり、養豚農家および豚買取業者等養豚関係者に大きなメリットがもたらされている。農信互聯にとっても、後述の保険や決済等を含めこうした金融サービスは利益を稼ぐ重要なビジネスとなっている。

第12図 「豚ネット」の金融機能と支える金融機関



資料 筆者作成

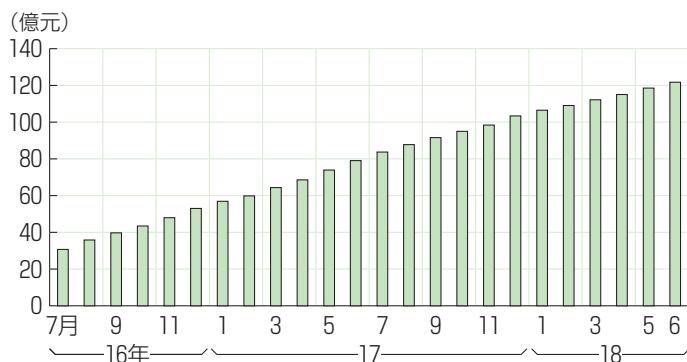
ちなみに、信用評価モデルの構築のために、農信互聯はビッグデータ技術による信用評価の専門会社である「天創雲征信有限会社」に出資し、またアリババのアント・ファイナンス、人民銀行の「征信センター」とも協力して、顧客信用評価の水準を高めている。

豚ネットの顧客信用評価能力は銀行だけではなく、保険等他の多くの金融機関に評価され、豚ネットと連携する金融機関が増え、その金融サービスは保険、決済、資金運用、リース等に及ぶようになった。16年7月から18年6月までの2年間に豚ネットを通じた信用貸出累計額は120億元となっている（農信互聯集団・農信研究院（2018b）46頁）（第13図）。

(b) ネット決済と資金運用

生産資材の購入や豚の出荷にはいずれも決済が伴う。農村では金融機関の営業店舗

第13図 「豚ネット」での貸出全累計額



資料 第10図と同じ

が少ないため、決済には多くの労力がかかり、また手数料等のコストは高い。農信互聯の親会社である大北農は12年からすでに決済サービス会社である銀聯広州の「好易聯」などと協力して、中国で銀行以外の異業種が提供するネット決済サービスである「第三者決済」の提供を模索してきた。12年2月から19年2月までの7年間、ネット決済の累計額は1,961億元となっている（19年2月23日ヒアリング）。

また、養豚農家が豚を出荷したとき等には、短期的に多額の資金的余裕が出てくる。飼料卸も豚買付業者も同様に短期的な資金の余裕が出てくるが、資金を銀行に預けてまた必要なときに引き出して送金することは面倒で時間がかかる。こうした資金の機会コストを低減させ、資金運用の効率化を図るために、豚ネットは資金運用会社「銀華基金」などと協力して、養豚と周辺ビジネス企業の一時的な余裕資金を短期運用するサービスを開始した。

この資金運用サービスは17年まで決済機能も兼ねていた。決済は単純に資金運用口

座間の振替で行われた。18年からその決済機能は金融機関管理の強化により取り消された。それでも、決済が必要なときに資金運用口座から決済に必要な金額を現金化し、決済を行う。農家にとっては余裕資金が一日でも利息がもらえ、資金運用が身近なものになっただけではなく、決済も便利になった。この機能は農家に大いに歓迎され、単独ですでに黒字化されている。14年5月から19年2月まで資金運用の累計額は524.9億元となった（19年2月23日ヒアリング）。

(c) 保険

養豚関連を含め、農業分野のリスクを減らし、その持続的経営を支援するための保険事業は中国では全般的に不足している。農信互聯は、保険代理店の資格を取得して保険会社とともに積極的に保険商品の開発に取り組み、生豚価格保険、生豚輸送保険、子豚ショック反応保険、債務者の生命保険などの提供を開始した。

17年9月から始まった生豚価格保険では、価格指数を参考にして目標価格を設定し、目標価格に対して不足する部分を補てんする不足払いであり、変動幅の大きい中国の豚肉価格による養豚の経営リスクを減らすことになる。18年上期だけで300戸弱の養豚農家が約100万頭の豚に価格保険を掛け、累計掛け金は1,580万元になった。生豚輸送保険は、肉豚の中長距離輸送が多い中国の現状に合わせて設定した保険であり、輸送

中に死亡した豚に対して賠償する。子豚のショック反応保険は、子豚が肥育農場に移動した後14日間以内にショック反応が発生した子豚に対して賠償する。

d 地域サービスセンター

以上の農信互聯の豚ネットの姿は、豚ネットを利用する養豚農家数が増加し、そしてこれら養豚農家の豚ネット機能への改善要望に取り組みながら、進化を遂げてきた結果である。豚ネットの利用農家数を増やすために養豚農家に豚ネット機能への理解の促進、豚ネット利用のメリットおよびその使用方法の説明などを行う必要があるが、それを担うのは、全国の主要な養豚地域に立地している農信互聯の地域事業部と地域サービスセンターとその傘下のサービスステーションである。

地域事業部は農信互聯の直属組織であるが、地域サービスセンターおよび主要養豚地域に広がる傘下のサービスステーションのほとんどは、もともと大北農の飼料を販売していた生産資材卸と販売店であった。豚ネットの機能の一つは購買・販売の中間を省いて直接の取引を実現したものであるが、豚ネットはもともと「中間」の役割を果たしていた評判がよく経営状況もよい一部の生産資材卸や販売店に出資して、地域サービスセンターまたはその傘下のサービスステーションとしたものである。19年3月1日現在、農信互聯直属の地域事業部は21あり、全国の主要な養豚地域に地域サービスセンターとサービスステーションは合

わせて163ある。

地域サービスセンターは状況に応じて農家を訪問し、養豚技術や経営管理などを指導している。また、地域サービスセンターは豚ネットで販売している生産資材の倉庫の機能、生産資材を農場まで輸送する役割も果たしている。いわば、ラストワンマイルの問題を解決し、オフラインとオンラインの双方から農家へのサービスの質を上げる狙いといえる。

おわりに

以上、中国における養豚産業の構造変化と、そのなかで生き残りを図る中堅農家向けサービスの事例として農信互聯の「豚ネット」の概要をみてきた。農信互聯の提供するデジタル化された総合的なサービスは、養豚農家およびその周辺ビジネス提供者にとって便利で高性能でしかもコスト安とメリットが大きい。

しかし、農信互聯はそのサービスの提供にはかなりのコストを要している。現段階では、農信互聯は主として豚ネットの三大機能の一つである「金融サービス機能」が利益を出しているが、農信互聯自身は金融機関ではない。つまり、豚ネットの「豚管理」と「購買販売」という二つの機能も持続可能なビジネスモデルに育てていく必要がある。本稿では触れていないが、農信互聯はこの二つの機能を利用して確実に利益を上げた農家から低い利用料を徴収する、いわば「成功報酬」というビジネスモデル

を模索していると、同社訪問時に説明を受けた。この点を含めて、豚ネットのビジネスモデルはまだ試行錯誤の段階であるが、ただその農家のニーズに合うサービスを提供していく姿勢には参考とすべき点も多いものと思われる。

中国は米国と並ぶEコマース大国であり、消費分野のデジタル化は世界トップクラスにあるが、養豚業のデジタル化はEコマースなどに比べ、はるかに難しい。養豚場が立地するのは山村などへき地であり、インターネットの速度が遅いことや従事者の大半が50歳以上の世代であり、豚ネットの全体像を理解し、ERPシステムや様々な機能を使って農場管理、農業経営を進めることは容易ではないからだ。

それでも豚ネットは、その急速な利用の拡大などの面で成功を収めているが、その要因は大きく以下の3点にあったものと考えられる。

第一に、そもそも飼料会社として農家の現場に近い存在であった母体の大北農が、農家が実際に抱えている課題を熟知していた点である。豚ネットはこうした課題解決のためのサービスを積み上げていくボトムアップ的な方式をとっており、そのことが顧客拡大の大きな背景になっていたものと思われる。

第二に、こうした農家の課題への対応を行ううえで、自社のみでの対応が不十分な場合、他社との積極的な連携を図ってきた点である。こうした外部の企業には、同社と競合関係にある飼料メーカー等も含まれ

ている。排他的な姿勢ではプラットフォームの利便性、価値を引き下げるからである。結果的には多数の農家の加入を促進することとなり、長期的にみた同社のビジネス拡大に大きく寄与している。

第三に、こうした多数の農家の利用が可能となった結果、あらゆるビッグデータの収集が可能となり、ビッグデータを使った分析が、より高度なサービスの提供を可能としている点である。

同社の提供する農家への総合的なサービスは、機能的には日本における総合農協と類似しているものの、ビッグデータ分析等デジタル化の姿は日本の総合農協とは異なっている。

企業が提供する付加価値は「モノ」そのものから「サービス」「ソリューション」に急速に移り、「ビッグデータ」を使った分析が大きな意味を持つ時代に移りつつある。農信互聯の豚ネットも「飼料そのモノ」の販売から、ビッグデータ分析により「養豚サービス・養豚ソリューション」を提供するプラットフォーマーへと進化を遂げつつある。

＜参考文献＞

- ・三原亘・伊佐雅裕（2018）「中国の養豚をめぐる動向と環境規制強化の影響」『畜産の情報』No.342
- ・郭翼川（2015）「薛素文談：大北農如何給豚插上互聯網的翅膀」6月26日
<http://finance.jrj.com.cn/2015/06/26140719404717.shtml>
- ・宏觀經濟央視網（2017）「薛素文：產業互聯網與農牧企業的新思維」4月9日
<http://www.xinm123.com/html/people/451673.html>

- ・国家发展和改革委员会高技术产业司（2017）「北京农信互聯：豚联网、創建“互聯網+養豚”生態圈」8月30日
http://gjss.ndrc.gov.cn/ztp/zghlwjsj/201708/t20170830_859427.html
- ・謝康玉（2018）「農信互聯總裁薛素文：二年760億取引易額」1月31日
<http://nongshijie.com/a/201801/18145.html>
- ・招商証券（2016）「養豚系列報告五 国際比較：規模化加速、龍頭高成長」8月15日
- ・申万宏源研究（2015）「大北農」3月11日
- ・Sohu（2018）「薛素文：智慧養豚生態平台、智慧養豚的整体解决方案」8月14日
http://www.sohu.com/a/247081761_771092
- ・中閔村大数拠産業連盟（2018）「薛素文：生豚産業の数拠生態」3月12日
<https://zhuanlan.zhihu.com/p/34476267>
- ・テンセント教育（2016）「北京大北農科技集團薛素文：農業互聯網的變局」4月21日
<https://edu.qq.com/a/20160421/056919.htm>
- ・農業部市場与經濟信息司（2016）「“互聯網+”現

- 代生豚産業的典範 国家級生豚市場—重慶農信生豚取引有限公司」9月5日
http://www.moa.gov.cn/ztzl/scdh/sbal/201609/t20160905_5264631.htm
- ・農業部市場予警専門家委員会（2017）『中国農業展望報告（2017-2026）』中国農業科学技術出版社
- ・農信互聯集團・農信研究院（2018a）「中国スマート養豚白書（2018）」8月
- ・農信互聯集團・農信研究院（2018b）「中国豚産業インターネット+発展研究報告2018」10月
- ・農博網（2016）「農信互聯農業産業互聯網生態戦略再発力」9月13日
<http://news.aweb.com.cn/20160913/623594588.shtml>
- ・北京大北農科技集團年報2011～2017各年版
- ・北京大北農科技集團（2018）「2017年度社会責任報告」3月

（ルアン ウエイ）

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2018

A4判 193頁
価格 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153

発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2018年12月

中国の農民專業合作社による 信用事業の現状と課題

—新合作社法施行後の聞き取り調査を中心に—

主事研究員 王 雷軒 (Wang Leixuan)

〔要　　旨〕

中国では、2000年代後半以降、日本の専門農協に相当する農民專業合作社が数多く設立された。一部の合作社に対しては、共産党大会の決議や農政の基本方針により、信用事業の取組みが認められた。

しかし、マクロ経済情勢や金融政策運営に変化が生じたほか、合作社で信用事業をめぐる不祥事が多発したことなどを背景に、17年の合作社法の改正案では信用事業に関する条文が削除された。

合作社の信用事業に関する法律が未整備なため、事例で見るように、地方政府による合作社の信用事業に対する支援は弱まって、後ろ向きの姿勢すら見受けられる。法的根拠がないままでは、信用事業については、業務縮小に向かう可能性が高い。

一方で合作社の信用事業は小規模ではあるが、組合員の生産活動や生活を支えながら協同組合金融としての役割を一定程度果たしている。信用事業の役割をさらに拡大させるためには、国による法整備が不可欠である。

目　　次

はじめに

- 1 合作社信用事業の概況と取り巻く政策の変化
 - (1) 合作社全体の概況
 - (2) 合作社信用事業の概況
 - (3) 信用事業をめぐる関連政策の変遷

2 合作社への聞き取り調査の結果

- (1) 調査対象H合作社の取組状況
 - (2) 調査対象S合作社の取組状況
 - (3) 2社の信用事業にかかわる問題点
- おわりに

はじめに

中国の農業・農村金融においては、協同組合金融機関である農村信用合作社、一般的の商業銀行である農村商業銀行、農業政策金融機関である中国農業発展銀行、国有商業銀行である中国農業銀行などを中心とした正規の金融システムが構築されている。^(注1)しかし、農村信用合作社の農村商業銀行への転換がかなり進行しており、預貯金の多くを農家に依存している既存の農村信用合作社でも、貸出先は農外の企業が過半を占めるなど、もはや協同組合金融機関とはいえない状況となっている。そのため、中国の農業・農村金融の分野で協同組合金融の空白状態ができつつある。

2000年代後半以降、少なくとも制度上は明確に協同組合的性格をもつ農民專業合作社（以下「合作社」という）が雨後の筈のように設立されてきた。協同組合金融の空白を埋めるように一部の合作社には信用事業が認められ、合作社の信用事業はその組合員から肯定的な評価を受ける一方、十分な管理体制が構築されていないために、資金管理等をめぐって問題が発生することがあった。そのため、信用事業を行う合作社の数は大きく減少してきたのが現状である。しかし、合作社が展開している信用事業（以下「合作社信用事業」という）は、農業経営体の大半を占める小規模農家の資金需要に応える仕組みとして重要な意味をもち、そこに協同組合金融の存在意義もあると考え

られる。

本稿のいう合作社信用事業は、中国語の「内部合作信用」や「資金互助」等を指している。これらは、農民專業合作社の組織内部における資金調達と運用（貸出）を意味する用語で、資金調達は組合員の出資金や貯金等に依存し、貸出先も組合員に限定している。

そこで、本稿では、合作社信用事業の概況や関連政策の変化を整理し、18年10月に行った合作社2社への聞き取り調査を通じて明らかとなった合作社信用事業の現状や課題から、合作社を取り巻く問題点について指摘したい。本稿の構成は、次のとおりである。次節では、合作社全体の概況を紹介したうえで合作社の信用事業を取り巻く関連政策の変化について述べる。第2節では、合作社2社への信用事業についての聞き取り調査の結果を紹介し、信用事業の実態と課題をまとめた。最後に明らかになった点を改めて確認しながら現時点における合作社を取り巻く問題点について指摘する。

^(注1) 農村金融機関の変遷や特徴、また農業農村融資の現状と特徴については、王（2017）を参照。

1 合作社信用事業の概況と 取り巻く政策の変化

（1）合作社全体の概況

中国政府は、農業生産性の低迷、農村住民の相対的な低所得、農村経済の停滞といった問題「三農問題」に対応するため、大規模農家、合作社、「家庭農場」といった新

しい農業経営体の育成を進めている。

合作社とは、農業生産者のための農業生産にかかるサービスの提供、農地の集積、生産物の共同販売などを行う協同組合組織である。合作社の多くは単一の生産物を扱い、生産から販売までのうち一部分を事業としていることから、日本の総合農協とは異なり、専門農協に近い組織といえる。ただし、合作社の組織内部のガバナンスに、1人1票の実態が伴わないことがあるなど、協同組合組織と異なる部分があるように見受けられる。

07年に施行された「中華人民共和国農民專業合作社法」(以下「合作社法」という)では、合作社に法的地位が付与されたほか、合作社への税制や補助金、優先的な資金融資等の優遇政策の享受といった政策的支援の強化もあって、合作社数は急増した。国家市場監督管理総局によれば、合作社数は17年末時点で201万7,000社に達しており、これは合作社法が施行された07年の2万6,000社の77.6倍である。

中国の村数は約70万であるため、1つの行政村に合作社は平均3社がある計算になる。合作社の組合員戸数が全国農家数に占める割合は46.1%であり、1合作社当たり60戸の組合員戸数となっている。一方で管理が民主的でなく、財務が不透明などの問題点を抱えたため、「空壳社（何もしていない）」「看板のみ」「家族のみ」といった有名無実の合作社も数多く出現した。

総じていえば、合作社は小規模農家に対する生産資材の共同購買、農産物の共同販

売、そして農業技術の普及などにおいて、大きな役割を果たしている。一方、合作社の経済事業の拡大とともに資金需要が増えるほか、組合員の生活消費の資金需要も高まりつつある。しかし、農村の正規金融機関は小規模農家の資金需要（生産+生活）に対応しきれてはいない。こうしたなか、次に述べるように合作社の組織内部で信用事業が自然に展開するようになった。

(注2) 家庭農場とは、「家族労働力による大規模で集約的な商業的経営を行い、農業を主な収入源とする農業経営体」と農業農村部によって定義されている。家族労働力を主とし、農業を主な収入源とすること、一定以上の規模で安定的な経営を行っていることを条件としている。

(2) 合作社信用事業の概況

合作社自身もその組合員にも旺盛な資金需要があるが、担保となる資産の不足などから正規の農村金融機関からの借入れは難しい。それを解決するために、一部の合作社は信用事業を始めた。

信用事業を行う合作社は、通常、次の4類型に分けられる。^(注3) 第1は、中国銀行保険監督管理委員会（金融行政の再編で銀行を監督する銀監会と保険を監督する保監会が統合され、18年4月に新設された金融監督管理部門）が金融ライセンスを与えた農村資金互助社である。これは正規の金融機関であり、^(注4) 単に合作社とも呼ばれている。09年に公表された「新型農村金融機構2009～2011年の計画」で、全国で161社の農村資金互助社を設立する目標が立てられたものの、12年までに認可されたのは49社であった。その後、認可の方針がないなか、現在は48社が

活動している。

第2は、地方政府の農業関係の党组织や行政部门（農業委員会や農業局）が信用事業にかかる許認可権をもち、地方政府の行政部门である工商局（工商管理部門）や民政^(注5)局に登録される合作社である。このなかに供銷合作社（農産物の販売や生産・生活資材の購買を主な事業とする組合組織）が設立した合作社も含まれる。後述のように、中央一号文件^(注6)などの政策文書に基づき認可されたと考えられる。

第3は、貧困対策関連の資金の受け皿として設立される貧困扶助資金互助社である。貧困撲滅を図るため、地方の貧困扶助事務所（政府機関）が認可したうえで設立される合作社であり、村レベルで設立された農村（民）資金互助社が数多くある。

第4は、農家や中小企業により自発的に成立した資金互助社である。農村合作基金会^(注7)は中央政府の指令により90年代末に強制的に閉鎖されたが、実際にはその後も水面下で金融業務を続けていた。それらの一部が07年の合作社法施行とその後の合作社における信用事業の展開のなかで、農村（民）資金互助社として再生された。

統計が未整備のため、これらの合作社の信用事業の規模は不明である。中国人民銀行農村金融服務研究小組（2017）によれば、16年末の金融機関による農業融資残高は3兆6,627億元（19年3月15日時点、1元÷16.6円）であった。しかし下記の3つの報告から、農業融資残高に占める合作社の貸出金残高の割合は1%以下で、小規模であると

^(注8)
いえよう。

1つめは、旧農業部（現在は農業農村部）の調査資料による報告である。合作社全体については、14年3月末とやや古いものの、^(注9)信用事業を行う2,159合作社の組合員数は52.6万人で、そのうち19.9万人（組合員全体の37.8%）の組合員が信用事業に何らかの関係をもつという。合作社設立以来の預貯金は36.9億元、貸出金は42.4億元、不良債権（資金回収ができない額）は2,418萬元であった。

2つめは、供銷合作社の報告である。供銷合作社が設立した合作社の信用事業規模は拡大しつつあるが、依然その規模は小さい。15年末時点において供銷合作社が設立に関与した502の合作社の信用事業への出資金は33億元であり、貸出金残高は51億元であった。

3つめは、張・潘ほか編著（2017）には、^(注10)国より指定されている試行地域の3県・1省の信用事業について記述がある。それによれば、16年末、河北省玉田県にある4つの合作社の組合員数は2,606人、預貯金額は4,021萬元、貸出金額は1億8,900萬元であった。安徽省金寨県にある5つの合作社合計で組合員数は242人、預貯金額は315萬元、貸出金額は596萬元であり、湖南省沅陵県の1つの合作社はそれぞれ126人、400萬元、360萬元であった。このように、玉田県では組合員数や貸出規模が比較的大きいが、それ以外の2つの県はいずれも小規模であるといえる。

また、山東省は、旧銀監会から14年12月

に合作社信用事業を行う試行地域に指定されている。同省内において信用事業の資格認定を取得した284の合作社は、組合員2万人余り、14年12月以降の貸出件数合計は1,743件、貸出金残高は6,442万元で、平均貸出残高は3.7万元／件であった。また、山東省金融弁公室は、中国農業銀行山東省支店、省農村信用社連合社に、合作社信用事業への支援を強化する意見書を打ち出した。これにより、合作社自身が必要とする資金と組合員の資金需要の一部が満たされるようになった。試行地域の合作社と提携関係のある銀行支店（拠点）の16年末の合作社向け貸出金残高は2,397万元、組合員向けの貸出金残高は1億3,768万元であった。

最後に、組合員の信用事業の利用状況について見てみよう（第1表）。中国農村合作経済管理学会編（2016）によれば、1件当たりの平均借入額は「1万～5万元」が48%と最も多く、資金借入期間は「6～12

第1表 組合員の信用事業の利用概況

(単位 %)		
1件当たりの平均借入額	1万元以下	12
	1万～5万元	48
	5万元以上	40
資金借入期間	6か月以下	40
	6～12か月	56
	12か月以上	4
借入金使途	生産資金	98
	生活資金	2
担保・保証徴収状況	必要	66
	不要	34
農村金融機関に比べた合作社の貸出金利	高い	38
	同じ	16
	低い	46

資料 中国農村合作経済管理学会編(2016)136～138頁を基に作成

(注) 調査サンプル数は70、12年時点の数値。

か月」が56%と最も多い。また、担保・保証徴収が「必要」と回答した合作社の割合は66%と多く、大半の借入金が担保・保証を徴収していることが特徴である。資金の98%は主に生産活動に利用されており、農村金融機関に比べた合作社の貸出金利は「低い」と回答した合作社の割合が46%と最も多かった。

(注3) 村レベルの旧農村合作基金会を入れると、5類型との研究もある。例えば、中国農村合作経済管理学会編（2016）は孔祥智が5つの種類に分類している。

(注4) 旧銀監会に認定され、かつ工商管理部門で登記しなければならない農村資金互助社の法人格は企業法人と合作社の2つの種類がある。

(注5) 民政局とは、民間組織の管理や農村住民の最低生活の保障、社会厚生や社会行政事務などを行う政府の職能部門である。

(注6) 每年初めに共産党中央・国務院が発表する、その年最も重要な政策テーマを扱った政策文書。04年以来19年まで16年連続で三農問題がとりあげられている。

(注7) 80年代半ばから90年代末まで約15年間中国の農村で活動していた非正規金融組織であった。同会は正規の農村金融機関が積極的に対応しない農家や中小企業に金融サービスを提供したことで急成長した。しかし、90年代半ばから中国のマクロ経済情勢や金融政策の変化が生じたほか、アジア金融危機もあって、90年代末に全国各地に普及した全ての農村合作基金会が一挙に閉鎖された。

(注8) 旧銀監会が認定した農村資金互助社を含めると、14年前後の合作社の資金規模は最大700億元あるとの指摘もある（<http://henan.163.com/14/1202/09/ACETGJAE02270A5H.html> 19年3月1日アクセス）。

(注9) 信用事業を展開している合作社数は2,159であったが、この数は、12年の調査で1.6万社の合作社が信用事業を行っていたことと大きなかい離がある。その背景には、①12年ごろから江蘇省の合作社が整理されたことを契機に、14年3月初めに旧農業部と旧銀監会の指示を受けて、地方政府は合作社の信用事業について整理を行ったこと、②統計上、出資や農産品の売掛金や生産資材の買掛金という行為がある合作社が信用事業展開の合作社に集計されたこと、③組合

員の一時的な資金需要を満たしたことなどで、信用事業を取りやめた合作社もあったことが挙げられる。

(注10) 合作社信用事業の不祥事が多発するなか、14年の中央一号文件の方針に基づき、14年11月、旧農業部は旧銀監会などの金融当局と連携して河北省玉田県、安徽省金寨県および湖南省沅陵県を合作社信用事業の試行地域に指定した。同年12月に、國務院による批准のもとで、旧銀監会は山東省が合作社信用事業を行う試行も認可した。

(3) 信用事業をめぐる関連政策の変遷

関連政策や法令の特徴等を第2表にまとめてみた。07年に施行された合作社法のなかには、信用事業関連の条文は盛り込まれていないが、以下のとおり、合作社による信用事業の取組みは共産党大会での決議や

最も重要な政策テーマを扱った政策文書である中央一号文件等によって容認されていたと考えられる。このことが既述の4類型の第2類型の根拠となっている。

まず、08年10月の共産党第17回三中全会(党の中長期的な国家運営の基本方針や針路を決める会議)で採択された「農村改革発展推進の若干の重大問題に関する共産党中央の決議」(中共中央關於推進農村改革發展若干重大問題的決定)のなかで、合作社信用事業の展開について、「条件を備えた」合作社では、信用事業を行うことができるという内容が盛り込まれた。

このように、07年合作社法の施行、第17

第2表 合作社信用事業をめぐる政策の変遷

施行・ 公表時期	法・政策文書・決議	内容
07年 7月	「中華人民共和国農民專業合作社法」	信用事業には触れていない
08. 10	「農村改革発展推進の若干の重大問題に関する共産党中央の決議」(中共中央關於推進農村改革發展若干重大問題的決定)	条件の整った合作社では、信用事業を行うことができる
13. 11	「全面的に改革を深めるための若干の重大問題に関する共産党中央の決議」(中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定)	条件の整った合作社という文言が削除され、合作社全体に対し信用事業の取組みを認める
14. 1	中央一号文件、「農業科学技術・イノベーションの推進を加速させ、農產品供給・保障力の増強持続に関する若干の意見」(中共中央、國務院關於加快推進農業科技創新持続増強農產品供給保障能力的若干意見)	信用事業展開にあたり、社員限定、合作社内部での資金互助のみを堅持するほか、員外向けの貸出と資金集めを禁じる等の原則を遵守しなければならない
14. 3	「農民合作社による信用事業の秩序のある発展を促進するための通達」(關於引導農民合作社規範有序開展信用合作的通知)	合作社の信用事業に対し、地方政府の監督管理責任を強化する
14. 9	「農村の協同組合金融の秩序のある展開を促進するための通達」(關於引導規範開展農村信用合作的通知)	信用事業を行う合作社を対象に、実態把握(調査)を地方政府に要求する
15. 2	中央一号文件、「現代農業の発展を加速させ、農村発展の活力をさらに増強することに関する若干の意見」(中共中央、國務院關於加大改革創新力度加快農業現代化建設的若干意見)	農村の協同組合金融を発展させるための有効な手段を模索するため、無理なく穩当に信用事業の試行を行う
16. 1	中央一号文件、「発展の新たな理念を遂行し、農業の現代化を加速させ、小康目標を全面的に実現することに関する若干の意見」(中共中央、國務院關於落實發展新理念加快農業現代化實現全面小康目標的若干意見)	信用事業試行の範囲を拡大させるとともに、リスクの防止・解消策を打ち出すほか、地方政府の監督管理責任を明確にし、着実に行う
19. 1	「農村振興を支援するための金融円滑化に関する指導意見」(關於金融服務鄉村振興的指導意見)	無理なく穩当に信用事業の試行を進める

資料 聞き取り調査のほか、各年の中央一号文件や政策文書を基に作成

回三中全会の決議を受けて、09年の中央一号文件では、農家の融資難の課題を解決し、合作社の信用事業を試験的に展開するための具体的な仕組みづくりを進めることができた。合作社信用事業は農業資金の供給不足という問題を解消する手段のひとつとして、容認されたと考えられる。

また、13年11月の共産党第18回三中全会で「全面的な改革を深めるための若干の重大問題に関する共産党中央の決議」（中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定）が採択された。その決議のなかで「条件を備えた」という文言が削除され、合作社信用事業の取組みを全面的に容認したと考えられる。

この第18回三中全会の決議を受けて14年の中央一号文件には合作社の信用事業に関する内容が多く盛り込まれた。具体的には、第1に、民主的に管理・運営され、農家への波及効果の高い合作社の信用事業を育成する、第2に、組合員限定で外部に対し預貯金の受入れと貸出を行わず、事前に決まった金利で預金を吸収しないことを前提に、地域に根差した信用事業の発展を促進する。第3に、地方農村金融管理体制を整備し、合作社の信用事業に対する地方政府の監督管理責任を明確にするなどが決定された。これらは、合作社信用事業を明確に規定し、その取組みを規範化しようとするものであった。

こうしたなか、15年から合作社法改正の取組みが始められた。そのなかのひとつの焦点として、合作社信用事業の取組みを法

的に認めるかどうかが挙げられていた。

17年6月、全国人民代表大会（以下「全人代」という、日本の国会に相当）農業農村委員会が発表した合作社法の改定草案の説明文によれば、「合作社信用事業の展開にリスク防止が必要であるため、改定草案でこれに対して条文を制定し、信用事業の規範化・制度化を図ることでリスク防止に努めなければならないとする。その際、地方の経験を十分に参考にしたうえで、合作社の信用事業が経済事業を基盤とし、必ず生産のため、組合員限定の信用業務を行うことを明確に規定する必要がある。監督管理については、地方政府の金融監督管理部門が責任をもち、これについて国務院の金融監督管理部門が他部門と連携しながら具体的な規定を制定する」とした。

こうした状況下、多くの合作社の関係者は信用事業に関する法整備がなされると考えていた。しかし、全人代法律委員会は17年12月にこれらの内容についての可否を審議し、「改定案の第43条、合作社が組合員向けの信用事業を行う際の原則と監督管理部門にかかる規定について、関係部門は、合作社信用事業が試行中のため、これらの内容を法制化することを慎重に判断する必要があり、引き続き模索を継続することを建議する。十分に試行したうえで法制化し、全国に普及させるべきである」と指摘した。この指摘を受けて、法律委員会が関係部門と検討し、信用事業にかかる条文を改正法案から削除することとした。

このように、期待されていた信用事業の

法整備は見送られた。その背景には、まず、中国政府が取り組む3つの重要課題のなかで金融リスク防止・解消という課題を最重要視し、シャドーバンキングや民間金融に対する引締めを強めたことが挙げられる。こうした方針を受けて、金融ライセンスをもたない合作社の信用事業は容易に認められなくなつたと推測される。

また、合作社信用事業の不祥事が多発したことの一因であろう。12年、江蘇省連雲港市の灌南県にある4つの農民資金互助社が破産した。管轄責任者である県農委・農業局によれば、新興鎮農民資金合作社等の理事長が合作社の制度を遵守しない運用をしたという。具体的には、組合員から高い預金利で集めた資金を高利貸業者に貸し、高利貸業者が不動産投資を行つたことから、合計1.1億元規模の資金の迅速な回収ができなくなった。被害を受けた農家数は2,500戸にのぼつている。

それ以降も、市場流動性のひっ迫や中国经济の減速などを背景に相次いで不祥事が発生した。15年、江蘇省泰州市にある資金互助社の乱脈融資が発覚し、取り付け騒ぎの末、同互助社は破産した。16年、同省の塩城市羅橋鎮にある合作社でも、組合員が合作社に預けた3,000万元の資金を回収することができなくなった。同地域の金融当局によると、これらの事例には、中国人民銀行（中央銀行）が示した基準金利より2～3倍も高い預金利を組合員に提示し、組合員が銀行の預金を解約し合作社に預けたケースが多かったという共通点があった。

加えて、管轄責任者である農業局などは、許認可権をもつものの、局内に金融の専門家がいないため、合作社の信用事業の経営状況を把握することができなかつたという問題があつた。

改正後の合作社法は18年7月に施行されたが、信用事業関連の条文は盛り込まれていないため、その後の農業・農村金融関連の政策文書では、合作社信用事業に関する記述はほんくなつた。このように、合作社による信用事業への取組みは10年以上行われているにもかかわらず、国による法整備はなされないままとなつてゐる。

こうしたなか、信用事業を行う約2,000の合作社の一部は信用事業を取りやめるほか、事業縮小を検討しているようである。その実態を把握するために、合作社信用事業への現地調査を行つた。

(注11) 合作社信用事業の不祥事に関する情報は各種インターネット情報より筆者が整理したものである。

2 合作社への聞き取り調査の結果

18年10月に行った現地調査を通じて得た2つの合作社の概況、合作社信用事業の仕組みや運営・管理体制等をまとめたうえで、その特徴や課題を検討する。

(1) 調査対象H合作社の取組状況

a H合作社の概要

04年に設立されたH合作社は、合作社法の施行を受けて08年に県の工商局に設立の

第3表 合作社2事例の概要(2018年10月)

	(単位 戸、人、万元)	
	H合作社(村レベル)	S合作社(郷鎮レベル)
設立時期	04年	10年
管内農家数	1,860	21,000
組合員数	1,300	約6,000
理事長	村の元書記・獣医	農村金融機関の元職員
信用事業開始時期	04年	10年
開始時期の出資状況	87人で3.7万元	12人で50万元
信用事業利用組合員数	920	組合員全員
預金残高	1,940	10,000

資料 聞き取り調査等を基に作成

登記をした。調査時点の組合員は1,300人で、その数は管内農家数の約7割を占めている(第3表)。理事長は合作社が事業展開する村の出身で書記をしていたが、現在は合作社の理事長を務めながら郷鎮政府の仕事もしている。

同社は定款に基づき組合員大会、理事会、監事会を設けている。組合員大会は合作社の最高決議機関で、その下にある理事会は合作社の経営管理業務を実施する。監事会はその経営管理の監督を行う。実際の業務は経理と呼ばれる担当者、会計や出納担当者によって行われている。

同社の役職員は19人で、信用事業のほか米加工場、きのこ生産工場、農業生産資材や生活用品を取り扱う小売店の経営を中心とした経済事業にも取り組んでいる。経済事業の販売高は約800万元である。

b 信用事業への取組状況

合作社が経済事業を開始してまもない04年12月に、合作社の組合員は合作社内部に資金互助協会を設立した。当初の出資金は

87人で計3.7万元であった。

1組合員当たりの平均出資額は400元程度だったが、経済成長や物価上昇などを受けて組合員の借入希望額が増大した。しかし、借入額が出資額の6倍を超えてはならないという同社の内部規定があった。すなわち、400元

の平均出資額を出資している組合員の借入上限額は2,400元であり、小規模零細農家といえども資金需要を満たせる借入水準ではなかった。この額は前掲第1表に示した、借入希望額が多い「1万～5万元」と比べても少ない。そのため、同社の組合員は、相変わらず知り合いや友人からの借入れや高利貸業者などから資金を調達し、積極的に合作社信用事業を利用しなかった。

しかしその後、前述の共産党の決議や中央一号文件による国の政策を受けて、同社は信用事業の状況を改善するために、13年から次のような新たな取組みを始めた。すなわち、組合員の利便性を高めるために、資金互助協会を貸出だけでなく資金決済などの業務も行う資金互助部とし、合作社のひとつの事業部門とした。資金的に余裕のある一部の組合員が新たに50万元を増資したほか、合作社信用事業を利用する組合員を増やすための説明会を開催するなどで、預金規模の拡大に精力的に取り組んだ。

その結果、15年末に信用事業を利用する組合員は409人であったが、聞き取り調査

時点では920人となっている。預金残高は1,940万元、貸出金残高は1,600万元であった(第4表)。

この資金互助部は、理事長を入れて7人体制で業務を遂行している。7人のうち涉外担当者2人は預金促進、組合員の資金需要の把握などを担当している。涉外担当者に確認したところ、組合員の生産資金の需要は減少傾向にあり、貸出に占める生産資金の割合が50%に低下しているという。とりわけ、合作社の購買事業で扱う生産資材は外部の事業者より相対的に高く、最近はそれらを供銷合作社や資材会社から掛けで購入し、収穫時に精算する組合員が増えており、このことが生産向けの貸出を減少させている要因であるとのことであった。他方、組合員の住宅、結婚、車、レストラン開店などスマートビジネスの資金ニーズが高く、生活資金の提供が増えているという。

しかし、合作社の貸出資金の原資(預貯金+出資金)が不足しているため、生活資金に十分に対応できてはいない。

また、「6～12か月」の短期の貸出が多く、^(注12)貸出金利(年率)は14.4%、預金金利(年率)は5～6%である(18年10月の現地調査時点)。貸出は10日以内であれば無利子である。信用事業の担当者は村民の情報をよく把握しているため、多くの場合、無担保無保証で貸し出している。信用事業からの利益は、人件費上昇などもあってほとんどないという。

同社は、信用事業を行っている3つの合作社と15年に連合社を設立した。連合社は定期的に信用事業に関する情報交換を実施するほか、連合社内の合作社で統一商品を登録して販売することもしている。現在のところ、資金の過不足についての調節機能はもたないという。

合作社が抱える課題を理事長等に聞いたところ、課題の第1は組合員の資金ニーズに十分に対応することであった。このことを実現するために、合作社が正規の農村金融機関(主に農村信用合作社と農村商業銀行)から借り入れ、それを組合員に融通することを考えていたが、県金融弁公室はそれを認めず、組合員の資金ニーズの充足はかなえられて

第4表 合作社2事例の貸出をめぐる状況(2018年10月)

	H合作社(村レベル)	S合作社(郷鎮レベル)
貸出体制	役職員7人、うち涉外2人、信用事業責任者・涉外担当・理事長で貸出判断	役職員40人(パート職員含む)、貸出担当者・理事長で貸出判断
貸出金残高	1,600	6,100
年間貸出実行件数	500	1,500程度
1件当たり平均貸出額	3	4
貸出金利(年率)	14.4	10前後
(参考)預金金利(年率)	5～6	5
担保手段	無担保・無保証	資産担保・保証人要求
貸出金の使途	農業生産・スマートビジネス、生活資金等	農業生産、農産物流通、スマートビジネス、生活消費
経営状況	利益はほぼない	約100万元の純利益
不良債権額	なし	延滞債権は約80万元あるが、これまで回収不能となったケースはない

資料 聞き取り調査等を基に作成

いない。

課題の第2は、信用事業に精通する人材の育成である。人材育成に向けて、県政府に対し専門知識をもつ人材を合作社へ派遣する仕組みづくりについて提案したが、今のところ反応はないとのことであった。

(注12) 貸出金利の設定については、合作社が管内の経済情勢や金融当局の基準金利を参考にしながら決める。02年に公表された「中国人民銀行による地下錢庄および高利貸に対する取締りの通達」(中国人民銀行關於取締地下錢庄及打擊高利貸行為的通知)によると、基準金利の4倍を超えてはいけないとの規定が盛り込まれている。

(2) 調査対象S合作社の取組状況

a S合作社の概要

S合作社は村ではなく、郷鎮（省・市・県・郷鎮という行政区画の末端に位置し、比較的大きいものを鎮、比較的小さいものを郷という）に立地している。そのため、既に述べたH合作社に比べて組合員数や信用事業規模が大きい（前掲第3表）。S合作社の設立経緯は次のとおりである。農村信用合作社職員であったS合作社の現理事長は、農村信用合作社の管内で小学校経営や病院の建設などを行っていた。その時、管内の小規模農家が高利貸業者からの借金で苦しんでいる姿を目の当たりにした。小学校経営等で一定の信用力と経営力をもつようになっていたこともあり、10年に資金互助合作社を設立し、信用事業を開始した。同社は定款に基づき組合員大会、理事会、監事会を設けている。

12年には200万元の増資を行い、同時に資金互助合作社を非営利の社会サービスを

^(注13) 提供する民弁非企業法人として県民政局に登記し、本格的に事業展開を行うようになった。同資金互助社の母体である農民專業合作社は、小麦の製粉やトウモロコシ加工などの経済事業を行っている。

合作社が行う信用事業の営業地域には制限が設けられることから、S合作社の理事長は、ほかの郷鎮でも別の合作社を設立してきた。聞き取り調査時点では、3つの合作社を設立し、それぞれ信用事業を行っている。

(注13) 国家市場監督管理総局によれば、民弁非企業法人とは、非営利の社会サービスを提供する社会組織である。

b 信用事業への取組状況

聞き取り調査時の出資金は12年の登記時に比べて増加し、400万元となっている。S合作社の信用事業を利用するには組合員になる必要がある。組合員の最低出資額は100元であり、100元を出資する組合員もいれば10万元を出資する組合員もいる。

預金は1組合員から最大20万元を受け入れている。11年から継続的に預金を増加させており、聞き取り調査時点の総預金残高は1億元であった。預金金利（年率）は5%と銀行と同水準となっている。

貸出金残高は6,100万元で、貸出実行件数は年間1,500件程度であり、約6,000人の利用者がいる。貸出金利（年率）は10%程度であり、貸出の期間や額により異なる。組合員向け貸出には上限を設けており、出資額の10倍を超えてはならないこととしている。

貸出に伴う担保は、担保資産が不十分な

場合が多く、親戚や公務員などを保証人とすることが多い。もちろん無担保で貸し出すこともあり、夫妻双方が公務員で、5万元以下の貸出の場合等が該当する。ちなみに、5万元は同地域における1年間の所得に相当する。

郷鎮内で営業していることもあり、貸出金利用者の90%以上が農家である。彼らからは、農業とスマールビジネスに関する資金需要がある。具体的な資金使途として、長芋生産、農薬や肥料の購入などがあり、2,000～5,000元の小規模資金への対応が多い。長芋はこの地域の特産であり、S合作社はその収穫までの資金繰りのための少額かつ短期の資金需要に応えている。

S合作社の税引き後利益は約100万元である。延滞債権が約80万元あるが、貸出審査の段階で組合員から不動産登記証、公証書や銀行借入申込者の信用記録等の提出を受けながら、詳細な情報を収集していること、延滞日数に応じて貸出担当職員や関係職員の報酬に影響を及ぼす内部制度を構築しており、職員が真剣に債権管理を行うことから、延滞はあってもこれまで回収不能となつたケースはないとのことである。

経営課題について理事長等に聞いたところ、課題の第1は信用事業の継続性であった。理事長によれば、S合作社の信用事業は金融ライセンスをもって実施されているわけではなく、新合作社法には信用事業にかかる条文が盛り込まれていないことから、90年代末の農村合作基金会のように閉鎖される可能性があるとのことであった。

管内でのS合作社の信用事業の展開によって高利貸業者が減少するなど、これまで一定程度の貢献をしてきたものの、法律的根拠をもたない合作社自身が、今後県政府の取締り対象となる可能性があり、そのことを危惧している。

課題の第2は組合員の資金ニーズへの対応であった。S合作社は、小規模農家を中心とした資金ニーズに対応するとともに、民弁非企業法人である同社が社会サービスを提供する一環として農家以外や合作社自身の資金ニーズに対応するために、信用事業をさらに拡大したいと考えている。しかし、法律の未整備で生じる事業継続への不安感に加えて、人件費は上昇し、農村商業銀行や農村信用合作社が受けられるような減税措置も享受できることから経営コストが高く、当面は拡大よりむしろ現状維持が妥当であるとのことであった。さらに、組合員の資金需要に対応するために、合作社間の資金過不足の調整等を行う、あるいは新たな金融商品の開発を行う連合社の設立が不可欠であると考えているが、合作社の信用事業を取り巻く現状に鑑みると、その設立を県政府が認可する可能性は低いとのことであった。

課題の第3は合作社運営への組合員の一層の関与であった。S合作社では、組合員大会の開催を通じて組合員の意見を聞きながら事業運営しているものの、出席率が高くなく、各組合員の関与にはばらつきがあること、特に多くの組合員が事業利用者にとどまっている点を改善したいとのこと

あった。

(3) 2社の信用事業にかかわる問題点

2つの合作社の信用事業への取組状況から、以下の3点が問題点として指摘できる。

第1は、組合員の生産・生活資金需要への対応が不十分なことである。合作社の資金不足が資金需要を満たせない主因である。合作社は信用事業を含む複数事業を展開するにあたって、資金を必要とする。また、組合員の資金需要に対応するためにも、外部かつ正規の農村金融機関からの資金を借り入れる必要が生じる場合がある。しかし、正規の農村金融機関は、合作社自身の担保資産の少なさ等から、合作社の借入ニーズに十分に対応してこなかった面がある。

また、資金需要を満たせない一因として、合作社自身の定款によって組合員の借入額に制限が加えられていることがある。もちろん、この制限は偏った貸出を行うことによるリスクを回避するために設けられているものである。しかし、組合員の借入額はH合作社が出資金の6倍以下、S合作社が10倍以下であり、一定程度の借入額を必要とする場合はそれに応じた増資を必要とする。増資は小規模農家の組合員にとって負担となり、小規模農家による合作社信用事業の利用の取りやめにつながりかねない。

両事例とも、組合員の資金需要の全てを満たすことはできていないが、それでも出資金の増加とともに貸出額を増やしていること、組合員の増加とともに貸出金利用者数も増加していることから着実に成果をあ

げている。組合員から集めた資金で組合員のために貸出を行い、組合員の生産や生活を支えている現状に鑑みれば、協同組合金融としての役割を一定程度果たしているといえよう。

第2は、資金の過不足を調整する連合社がないことである。2事例とも連合社の必要性を理解・認識している。既にH合作社は連合社に加入しているが、連合社に資金過不足を調整する機能はない。合作社法の改正で合作社の連合社を設けることは法律上可能となっているが、合作社が信用事業を行うことができるという文言がないことや、近年は県政府の合作社信用事業に対する支援が弱まるだけでなく、後ろ向きの姿勢にさえなりつつあるため、信用事業にかかる連合社の設立は難しい。

第3は、組合員の運営参加の意欲が乏しいことである。組合員を募って合作社を設立したものの、多くの組合員はその運営に関心を示しておらず、事業利用者にとどまっている。

S合作社は課題としてこのことを挙げている。一方のH合作社は、課題としての言及こそなかったものの、組合員大会は組合員が組合運営のために意見を交わす場というよりもむしろ、役職員が行ってきた事業の報告の場となっているという実態を伝えてくれた。このように両事例ともこの第3の点について共通の認識をもっている。例えば、組合員が主体的にかかわり、信用事業の必要性を訴え続けるなどの活動があれば、合作社の経営層も自信をもって合作社

の信用事業運営にまい進することができるかもしれない。組合員大会の開催などを通じて組合への参加の機会を提供することはもちろんのこと、組合員の協同組合に関する知識の向上にも気を配る必要がある。

おわりに

本稿で示した事例から、合作社の信用事業は小規模で、不十分ながらも組合員の資金需要を満たすよう努力してきたことがうかがえる。実際に、信用事業を通じて組合員の生産活動や生活を支えてきた部分もあることから、協同組合金融としての役割を一定程度果たしてきたといえよう。

しかし、合作社の信用事業に関しては、法律の未整備から制度上の不安が生じている現状があり、合作社の事業継続性に対する不安感も高まりつつある。こうしたなか、信用事業を行う合作社数が減少し、将来的に事業を縮小あるいは停止する合作社が現れる可能性は高い。

18年の中央一号文件で、「農村振興」戦略を実施することが決まっている。農村振興においては、合作社がその主体のひとつとなることが期待されている。同時に、この戦略の実施過程で、農業・農村関連融資をさらに拡充することも求められている。こうした点を考慮すると、合作社の信用事業がその一翼を担うことも考えられ、合作社による信用事業の役割を再検討する余地が

あるように見える。なぜなら、農村振興は圧倒的多数の小規模農家がそれを実感しないことには成功に近づかないと考えられるからである。具体的には、国による法整備のほか、信用事業にかかる連合社の設立や機能強化も含めて、合作社の問題点や不安を取り除きつつ、合作社の運営および管理体制を強化していく必要があると考える。

＜参考文献＞

- ・王雷軒（2017）「農村部の資金需要と農村金融の構造」田島俊雄・池上彰英編『WTO体制下の中国農業・農村問題』東京大学出版会、第3章
- ・宋曉凱・権慶梅（2016）「中国における農民專業合作社信用事業の利用状況に関する一考察—荷澤百信種植農民專業合作社の事例を中心に—」『農村経済研究』第34巻第1号
- ・駱樂・石田正昭（2013）「中国農村金融における農村資金互助社の位置と課題—江蘇省連雲港市灌雲県の事例—」『協同組合研究』第32巻第2号、102～119頁
- ・李強・福田晋・森高正博（2013）「中国農村金融組織の展開と農民專業合作社の金融機能に関する考察」『九州大学大学院農学研究院学芸雑誌』第68巻第1号、7～18頁
- ・孫同全・苑鵬・陳潔・崔紅志ほか（2016）『中国農民合作社の発展と作用研究』中国社会科学出版社、93頁
- ・中國人民銀行農村金融服務研究小組（2017）『中国農村金融服務報告2016』中国金融出版社、37頁
- ・中国農村合作經濟管理学会編（2016）『農民合作社重点問題研究匯編』中国農業出版社、101～157頁
- ・張承惠・鄭醒塵ほか編著（2016）『中国農村金融發展報告2015』中国發展出版社、第7章および第11章
- ・張承惠・潘光偉ほか編著（2017）『中国農村金融發展報告2016』中国發展出版社、第6章および第7章
- ・程京京・辛文玉・楊偉坤（2015）「資金互助組織如何不触犯法律紅線?—河北盛源農民合作社調査」『銀行家』3月号

（オウ ライケン）

韓国の酪農制度

—近年のクオータ制を巡る動きを中心に—

研究員 植田展大

〔要　　旨〕

韓国では制度によって飲用乳の国内生産を保護する一方で、乳製品の国内市場を開放してきた。近年では輸入乳製品が国内市場を押さえる一方で、国内の生乳生産は飲用向けに限定されている。国産の生乳を使用した乳製品の生産も検討されているが、集乳主体ごとに分断されたクオータ制がそれを困難にしているとされる。本稿では2018年7月に行った聞き取り調査、各種統計、調査報告書等を用いて、クオータ制の運用実態を中心に韓国の酪農制度の抱える問題を整理したい。

目　　次

- はじめに
- 1 乳製品消費の拡大と停滞する国内生産
 - (1) 輸入増加を伴って拡大する乳製品消費
 - (2) 離農とともに規模拡大が進む国内生産
- 2 現在の酪農制度の形成過程
 - (1) 集乳主体別にみた生乳流通の流れ
 - (2) 統一的なクオータ制と「集乳一元化」の挫折
- (3) 生産費を反映した価格制度の導入
- 3 韓国のクオータ制の運営上の問題
 - (1) 酪農家間に存在する不平等
 - (2) 財政的な負担の拡大
- 4 今後の見通し
- おわりに

はじめに

韓国ではクォータ制によって生乳生産量を管理すると同時に生産費を反映した乳価で、酪農家を保護してきた。

しかし、国内酪農業の今後を見据え2018年8月から1年間、農林畜産食品部畜産経営課長を委員長として、酪農業者と乳業会社の代表者からなる「酪農制度改革改善小委員会(酪農制度改革改善小委員会)」が設置され、制度改革に向けた議論が進められている(畜産新聞[축산신문]、19年1月8日web公開)。

委員会の議論で、生産者側は集乳主体ごとにクォータが管理されている現行の制度を改め、全国単位のクォータ制の導入を要求しているのに対し、乳業会社側は集乳を行う乳業会社が別々にクォータを管理する現行制度の維持を求めている。現地新聞報道によると、両者の議論は平行線をたどっているとされる(머니투데이방송、19年1月15日web公開)。これまでも制度の見直しが実現できなかっただけに道のりは険しいとみられる。^(注1)

制度見直しの背景には、拡大する乳製品市場を輸入乳製品に明け渡しているという問題認識がある。韓国では乳製品の市場開放を進める一方で、国内の飲用向けの生乳生産を保護する政策をとってきた。しかし、近年は乳製品の消費が急速に拡大する一方で飲用乳消費は頭打ちになっているため、09年に7割あった生乳換算での自給率が17年には5割に低下している(韓国農協中央

会提供資料)。飲用供給を目的とした現行制度を継続するのであれば、予想される飲用需要の減少に合わせて国内生産を減らさなくてはならないため、飲用乳以外の乳製品を国内で生産できる体制づくりも見据えて議論が行われている。このような議論の過程で、現在の集乳主体ごとに管理されたクォータから全国単位のクォータへの見直しが検討課題となっている。

クォータ制は生乳生産者に生産量を割り当て、一定量に制限することで需要を上回る供給を抑制し、価格を維持して酪農家の経営の安定を目指す制度である。

韓国では、クォータで生産量を決め、生産費を反映した価格制度と組み合わせることで、輸入自由化の下でも酪農家の所得の安定を目指す制度設計となっている。一方、集乳主体(乳業会社、酪農振興会、酪農組合、乳加工組合)ごとに細部の異なるクォータ制が運用されていることで、酪農家間にはクォータの取扱いや乳価に不平等が存在し、現在議論になっているような加工用途に対応した制度の導入を困難にしている。

そこで、本稿ではこのような問題があるクォータ制がなぜ導入され、どうして今も見直すことができないでいるのかについて考えたい。

日本では韓国の酪農制度に関する研究は限られており、その実態が十分に明らかにされているとはいえない。趙(2005、2007)は現在の酪農制度が導入される過程を把握することができる貴重な先行研究であるものの、その後の運用実態については把握で

きない。趙（2014）、禹（2016）ではFTAとの関係で制度の課題を示し、伊澤・伊佐（2016）は近年の動向を概括的に整理している。しかし、いずれも制度について掘り下げた検討を行っていない。こうした先行研究の空白を埋めるのが本稿の役割になる。

以下では、はじめに韓国酪農業の特徴を、統計資料等を用いて概観したい。そのうえで、現在の韓国酪農制度を歴史的な経緯を踏まえて紹介する。特に02年から導入された余剰生乳価格差別制度以降の動きに着目^(注2)し、18年7月に行った聞き取り調査の結果も踏まえ、運用の実態とそこから確認できる課題について明らかにしたい。

(注1) 韓国政府は13年に酪農産業の先進化対策（**낙농산업 선진화 대책**）で、全国単位での生産調整に関する運営規約を設け、15年に生産削減を行う際の農家間の不公平を解消する全国単位のクオータに関する議論を進めたが、乳業会社と酪農家団体の意見が折り合わず挫折している（**지·김·서 (2016)**）。

(注2) 18年7月16～20日にかけて酪農振興会、韓国農協中央会、韓国酪農肉牛協会、大手乳業A社、ソウル牛乳協同組合での聞き取り調査を基に作成した。

1 乳製品消費の拡大と停滞する国内生産

(1) 輸入増加を伴って拡大する乳製品消費

韓国内では国内で生産された生乳は主として飲用に向けられている（第1表）。17年には国産生乳2,058千トンのうちの76%にあたる1,570千トンが飲用、残りの24%にあたる488千トンが加工用原料に用いられた。

韓国で生産された生乳は、酪農家が飲用乳を生産した場合のコストを反映した価格で取引されており、輸入品に対する価格競争力は低い。したがって、飲用乳を加工原料として用いたチーズの価格は、輸入原料を使用した場合の3～4倍に跳ね上がるとされる。加工原料乳に対する助成金はあるものの、対象が限定され、予算額も不足している。そのため、国産生乳を用いた加工は、一部の付加価値のある製品や、季節調整に伴って発生する余剰乳を用いた製品に

第1表 乳牛総飼養頭数・酪農家戸数・国産生乳生産の内訳および増減率

（単位 千頭、戸、頭/戸、千トン、%）

	01年	05	10	11	12	13	14	15	16	17	17/01
総飼養頭数	548	479	430	404	420	424	445	428	418	409	△25.4
酪農家戸数	12,827	8,923	6,347	6,068	6,007	5,830	5,756	5,503	5,374	5,270	△58.9
飼養頭数/酪農家戸数	43	54	68	67	70	73	77	78	78	78	81.4
国産生乳生産量	2,339	2,229	2,073	1,889	2,111	2,093	2,214	2,168	2,070	2,058	△12.0
飲用	1,572	1,544	1,541	1,483	1,578	1,587	1,540	1,529	1,565	1,570	△0.1
天然牛乳	1,402	1,327	1,383	1,324	1,406	1,412	1,360	1,345	1,408	1,401	△0.1
加工乳	170	217	158	159	172	175	180	184	157	169	△0.6
その他乳製品	767	685	532	406	533	506	674	639	505	488	△36.4
発酵乳	112	156	189	181	181	172	176	181	176	178	58.9
チーズ	69	47	48	16	22	28	49	55	47	41	△40.6
粉乳-(全脂、脱脂)	296	323	143	65	196	165	297	240	128	131	△55.7
その他	290	159	152	144	134	141	152	163	154	138	△52.4

資料 酪農振興会『2017 낙농통계년감 [2017酪農統計年鑑]』、韓国農協中央会提供資料を基に作成

限られている。

また、酪農家の生産費をもとに価格が決定されているため、飲用乳の需要が伸び悩むなかでも生乳価格は高騰している。生産者乳価は18年8月にそれまでの1,044ウォン／リットルから^(注4)1,048ウォン／リットルと引き上げられた。小売価格は18年7月の調査時点で牛乳1パック1リットルが^(注5)2,500ウォン程度と日本と比べても高い。飲用乳消費の拡大に向けて、国産生乳を使用した製品にK-MILKのラベルをつけて普及活動を進めているが消費は伸びていない。

一方、牛乳・乳製品の消費は大幅に拡大している。韓国では経済成長に伴う所得水準の向上や食の多様化から、09年頃から生乳の国内消費が伸び、09年の3,036千トンから17年には4,092千トンと35%増加した（第1図）。

国内消費の増加分は輸入乳製品で賄われている。生乳換算の輸入量は09年頃から急激に増加し、09年の959千トンから17年には2,116千トンと倍増した。

輸入乳製品の増加に伴い、牛乳・乳製品の自給率（生乳換算）は98年の9割から09年の7割、17年には5割まで低下している。

チーズは乳製品の輸入量の51%を占める。17年には輸入の多い順にアメリカ、EU、ニュージーランド、オーストラリアなどから計536百万ドル、125千トンのチーズ（品目コードHS 0406）が輸入されている（Korea Customs Service Webページ）。

韓国では11年に韓EU・FTA、12年に韓米・FTA、16年に韓豪・FTA、韓NZ・FTAと主な乳製品輸出国の全てとの間でFTAが^(注7)発効している。韓米・FTAでは26年までに粉乳と練乳を除く全ての乳製品の関税が撤廃されることになる。このため、今後も乳製品輸入のさらなる増加が見込まれている。

輸入チーズはそのまま消費されるだけではなく、一部は国内で乳業会社などが生産するプロセスチーズの原料にも用いられている。韓国国内ではフレッシュチーズの生産が、97年には1万7,156トンあったが17年には3,608トンと4分の1以下に減少している。

これに対しプロセスチーズは、97年の8,175トンから15年には1万5,940トン、16年には2万4,609トン、17年には3万1,606トンとここ数年で急増している。聞き取り調査を行った大手乳業A社のよう、国産生乳を用いたプレミアムナチュラルチーズの開発を進める動きも

第1図 生乳生産・輸入・消費・在庫・自給率



資料 酪農振興会『2017 낙농통계년감[2017酪農統計年鑑]』

あるものの、全体の動向としては輸入原料を用いたチーズ生産が増加している。

国内には乳製品およびその原料の需要が存在するものの、国産生乳は飲用向けを前提に価格が高く設定されてきたこともあり、乳製品原料としての利用拡大は難しい。その結果、国産生乳は生産調整が行われているにもかかわらず、乳製品の国内消費の拡大は輸入によって賄われている。^(注8)

(注3) 生産費に基づいた価格の高騰から、さらなる消費者の牛乳離れが生じているとの指摘もある(伊澤・伊佐(2016))。

(注4) 調査時点の為替レートは10ウォン=1円であった。

(注5) ソウル市内のHanaro Club(農協系スーパー)2店舗、GS Supermarket、Home Plus Express、Lotte Super、GC Mart各1店舗での調査による。内容量を1リットルではなく900ミリリットル、930ミリリットルとすることで値ごろ感を演出している製品もあった。

(注6) 農漁村発展特別措置法(90年)を根拠法(現在は畜産物チェックオフ法[02年])として、99年から酪農家は生乳販売時に生乳1リットル当たり2ウォンを拠出し、政府の補助金で牛乳の消費拡大事業を行っている(伊澤・伊佐(2016))。

(注7) 趙(2014)は各国とFTAを締結することに対して「経済自由化の状況をみると、韓国は少なくとも政策的には、酪農・肉牛をほぼ放棄したといっても過言ではない」と述べる。

(注8) 大手乳業A社によると、FTA下で競争力のある輸入原料への切替えを進めているが、その結果、自社で用いる国産生乳がさらに余っていることである。

(2) 離農とともに規模拡大が進む国内生産

国内の酪農家数は減少し、それとともに経営規模の拡大が進んでいる。酪農家戸数は01年の1万2,827戸から17年の5,270戸と2分の1以下にまで減少した。環境規制の強化も離農を促進している(後述)。

一方で、残存する酪農家1戸当たりの飼養頭数は01年の43頭から17年の78頭に増加し、1日当たりの生乳生産量も500kgから1,040kgと倍増した。

酪農家が生乳生産規模を拡大する際には、追加のクオータを購入する。^(注9)生乳生産は02年に2,537千トンまで増加を続けたが、在庫の増加により同年からは生産調整の一種である余剰生乳価格差別制度が導入された。同制度は生産量の割当(クオータ)を設定し、クオータを超過した分の生乳の価格を通常よりも大幅に引き下げた価格にすることで生乳生産を抑制する。^(注10)生乳生産の過剰を和らげ、生乳価格を安定させることで、酪農経営の維持を図ることを目的とした制度である。

これによって10年までには減産が進み政府でも需給の不均衡が改善したと捉えていたが、口蹄疫の影響で離農者が増加し、11年には1,889千トンまで生乳生産量が落ち込むと今度は国産生乳の不足が問題となつた。政府は超過分もクオータ内の扱いにすることで増産を促すとともに、乳価の引上げを行った。この結果、14~15年には再び供給過剰となり200千トンを超える在庫が発生したため、今度は減産が行われた。

政策の変化に伴って酪農振興会のクオータの価格は07~08年には30万ウォン/リットル(1日当たり)から、11年には10万ウォン/リットル、15年には50万ウォン/リットルと大きく変化した。政府の「近視眼的な増産政策」(ズ・김・서(2016))に、酪農家の経営は翻弄されたのである。

国内生産は人口密集地であるソウルの近郊に集中している。17年の韓国の生乳2,058千トンのうち41%が京畿道（ソウルを含む）、18%が忠清南道、8%が慶尚北道、8%が全羅北道、7%が全羅南道で生産されている（KOSIS Webページ）。

ただし、ソウル近郊にはグリーンベルトに指定された地域も多く、環境規制の強化が離農を促進するとみられる（지·김·서（2016）、한국낙농육우협회·낙농정책연구소（注11）（2018））。これらの地域では新たな施設の整備が難しいにもかかわらず、環境規制の強化で畜舎の建て替えやふん尿処理施設の整備が必要になる。

輸入自由化に加え、こうしたクオータ制の不安定さや環境規制の強化によって、酪農業の将来に展望を見いだせないなかで酪農家の高齢化が進む。酪農政策研究所の調査では60代の経営者の割合が11年の17%から18年には43%に増加している。これらの酪農家の多くには後継者がいないとされる（한국낙농육우협회·낙농정책연구소（2018））。

後継者のいない高齢の酪農家は、飲用乳生産の経営コストを反映した現在の乳価により経営が安定しており、現状維持を望む傾向が強いとされる。一方、若手の酪農家や後継者のいる酪農家は、酪農業の将来に危機感を持ち、観光牧場の併設や6次産業化を進めるなど新たな取組みを一部で始めている。

乳業会社は有機牛乳や年齢別の乳幼児向けに付加価値の高い牛乳の開発を進めているものの、飲用乳の消費は伸びていない。

少子・高齢化が進む韓国では、飲用乳を消費する人口が減少することで国内生産が25年に1,260千トンまで減少するという見通しもあり、飲用乳消費の減退とともに国内生産が減少していく状況からの脱却が課題となっている（지·김·서（2016））。

（注9）近年では3～4割の酪農家がクオータを1年の間に取引している（한국낙농육우협회·낙농정책연구소（2017、2018））。

（注10）当初、生産割当を超えた部分は300～400ウォン／リットルの国際粉乳価格で購入することになっていたが（趙（2007））、酪農振興会および大手乳業A社での聞き取り調査では100ウォン／リットルで購入することで実質的に生産を制限しているとのことであった。

（注11）ソウル近郊の京畿道のソウル牛乳協同組合の組合員である酪農家からの聞き取り調査によると、環境規制の強化による施設の建て替えの困難や汚水処理の問題が、酪農家が後継者に引き継がすことができない理由の1つになっている。

（注12）韓国酪農肉牛協会での聞き取り調査による。また、酪農家からの聞き取り調査でも同様の発言を得ている。

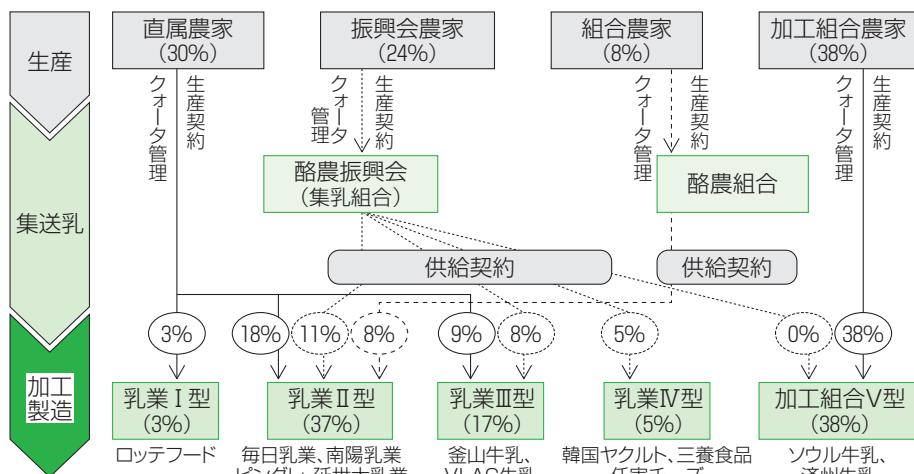
2 現在の酪農制度の形成過程

（1）集乳主体別にみた生乳流通の流れ

韓国では、酪農家と乳業会社の代表者で構成される酪農振興会という組織の理事会がクオータ内の「基本価格」を決定している。

一方、酪農家のクオータを管理し、クオータに基づいて酪農家から集乳を行う主体は、乳業会社、酪農振興会（集乳は酪農組合に委託）、酪農組合、乳加工組合に分かれている（第2図）。このクオータに基づいて集乳を行う集乳主体は、現在33存在する。大別すると、組合員から集乳のうえ、加工・

第2図 韓国の生乳流通経路(2016年)



資料 ジ・김・서(2016)を邦訳のうえ、作成
元データはナラジンホ会内부자료[酪農振興会内部資料]

販売までを一貫して行う乳加工組合が3、組合員から集乳した生乳を供給契約に基づいて乳業会社に販売する酪農組合が7、組合員から集乳した生乳を、酪農振興会を通じて乳業会社に販売する酪農組合が8、生産契約を結んだ酪農家(「直属農家」)から直接集乳を行う乳業会社が15となる(ジ・김・서(2016))。

全国の集乳量のうち乳業会社がクオータに基づいて直属農家と生産契約を結ぶ集乳が30%、酪農振興会もしくは酪農振興会に所属する酪農組合と酪農家が生産契約を結ぶ集乳が24%、乳業会社と取引関係にある酪農組合と酪農家が生産契約を結ぶ集乳が8%、乳加工組合が組合員と生産契約を結ぶ集乳が38%となっている。^(注13) 酪農振興会や酪農組合が生産契約に基づいて酪農家から集乳した生乳は、供給契約に基づいて乳業会社に販売される。国産生乳は基本的には飲用として供給されるため、加工販売を担

う乳業会社、乳加工組合は個々に加工処理施設を所有して、生乳供給と飲用乳需要の季節変動に対応している。^(注14)

乳業会社の生乳を調達する方法は大きく4つに分かれる。全て直属農家から調達する方法(乳業I型)、直属農家から調達するだけではなく、酪農振興会・酪農組合との供給契約でも調達する方法(乳業II型)、直属農家から調達するとともに酪農振興会との供給契約で調達する方法(乳業III型)、酪農振興会との供給契約のみによる調達方法(乳業IV型)である。大手乳業会社は集乳主体でもあり直属農家が存在するが、中小乳業会社は酪農振興会との供給契約が中心となっている。

直属農家のいる大手乳業会社では、毎年酪農家と生産契約を結び、クオータに基づいて自ら必要とする生乳を酪農家から確保し、さらに必要に応じて毎年10月に酪農振興会、酪農組合と供給契約を結んで国産

乳を確保している。

酪農振興会は乳業会社の需要に関わらず、生産契約に基づいてクォータ分の生乳^(注16)を引き受ける。一方、乳業会社との供給契約は年ごとの需給に応じて多少は変動するため、過不足が生じる。

酪農振興会のクォータに基づく集乳量が乳業会社への供給契約に基づいた販売量を上回る際には、政府の生乳需給調整資金（ 원유수급조절자금）を用いて基本価格の3分の1の水準に相当する国際粉乳価格で乳業会社に販売し、差額分を財政資金で補てんして酪農家に代金を支払う（酪農振興会Webページ）。17年には生乳の5%が国際粉乳価格^(注17)で販売されている。

また、この仕組みとは別に酪農振興会から乳業会社が購入した生乳のうち飲用乳として利用できなかった部分の損失を補てんする制度として加工原料乳助成制度も存在^(注18)する。同制度はFTA対策として乳業会社の加工生産を奨励する仕組みとして導入されたが、予算額が少ないため結果的には生乳の購入に伴う損失を部分的に補てんするにとどまっている。

このように酪農振興会の扱う生乳については、政府が財政資金で支える仕組みが定着している（지·김·서 (2016)）。

乳加工組合では通常は組合の定款に基づき、組合員である加工組合農家から全量を買い入れている。酪農振興会のような調整弁や加工用乳に対する政府の財政的な支援のないソウル牛乳協同組合では、組合員を管理して品質の高い生乳生産を奨励し、

HACCP導入を進めて飲用乳の価値を高めている。^(注19)

酪農振興会とは異なり、乳業会社や乳加工組合が酪農家から直接集乳を行う場合には、需給調整や加工原料乳に対する政府の財政的な支援はない。そのため、場合によっては「正常乳代停止線」を利用することがある。正常乳代停止線とは、生乳の供給が需要を上回る場合、クォータの一定の割合を臨時に超過分と同じ扱いにする対応である。大手乳業A社の場合には最大でクォータの10%に及ぶ。ただし、同社によると、このような方法よりも手数料等で割高な酪農振興会からの供給契約を減らすことが多いとされる。^(注20) 大手乳業会社は、自社の直属農家の乳質を改善することで自社ブランド^(注21)の牛乳の品質を高めてきたことも、直属農家のクォータを優先する要因になるとみられる。ソウル牛乳協同組合では臨時の正常乳代停止線を引くにあたり、組合の総会で組合員の同意が必要になるため、乳業会社と比べて抵抗があると考えられる。

個々の集乳主体が現在の制度のなかで個別の合理性を追求しながら、飲用向けに集乳が行われている。一方で将来的に飲用需要が減少し、乳業会社が酪農振興会から購入する生乳の量を大幅に減らし供給過剰となると、政府が酪農振興会の酪農家を財政的に支え続けることは難しくなる可能性がある。

それでは、現在のような集乳主体に結びついた飲用向けのクォータはどのような経緯で導入され、運用の過程でどのように変

化してきたのか以下で確認したい。

- (注13) 17年も前年同様に乳業会社38%、酪農振興会23%、乳業会社と取引する酪農組合9%、乳加工組合31%となっている（韓国農協中央会提供資料）。
- (注14) 大手乳業A社では供給が需要を超える場合には長期保管が可能な滅菌製品、調整粉乳などで備蓄して需要が供給を超過する時期に使用する。
- (注15) 大手乳業A社の場合、180戸の酪農家との直接取引が全体の28%を占め、酪農振興会49%、酪農組合23%を供給契約で調達している。
- (注16) 酪農振興会は酪農家との生産契約を3年ごと、乳業会社との供給契約を1年ごとに結んでいる。
- (注17) 17年に酪農振興会が取り扱った49万1千トンのうち46万6千トンが通常価格で乳業会社に販売され、2万5千トンが国際粉乳価格で販売された。
- (注18) 加工原料乳助成金はFTA対策として導入され、飲用分と加工用分の差額を補てんする。飲用が1,000ウォン／リットルで加工用に供給される生乳の国際価格が400ウォン／リットルである場合、差額の600ウォン／リットルを補てんする。酪農振興会によると、17年には乳業会社の加工用の取扱いは300千トンほどであるが、加工原料乳の助成金は60千トン分しか用意されず、必要な数量の5分の1にも満たない。予算も170億ウォンと限度があり、60千トン分に供給しても単純計算では250ウォン／リットルの補てんにとどまっている。
- (注19) ソウル牛乳協同組合の17年の生乳生産に占めるシェアは33.1%だが、飲用乳では36.2%となっている（韓国農協中央会提供資料）。
- (注20) 大手乳業A社によると、乳業会社が酪農振興会と供給契約を結んで生乳を購入する場合、酪農振興会の手数料6ウォン／リットルを上乗せした価格で購入する。手数料には集送乳費用が含まれるとされ、乳業会社が直接集乳する場合と比べて購入価格は50ウォン／リットルほど高いとされる。
- (注21) 趙（2005）。大手乳業A社からの聞き取り調査では酪農振興会からの供給契約で生乳を購入する場合、生乳生産者は指定できないとのことである。

（2）統一的なクオータ制と「集乳一元化」の挫折

WTO体制の発足以降、韓国政府は、生産

者を保護する市場構造から需要に合わせた市場構造への転換を進め、酪農制度についても変更を行ってきた。このような政策の変遷のなかで、韓国の酪農制度は形づくられてきた。

韓国ではUR（ウルグアイ・ラウンド）以降、乳製品市場が輸入品と輸入原料に奪われ、飲用乳は国内産が維持された。そして生乳の季節的な需給の変動により生じる余剰乳の加工による利用が困難となり、粉乳などの在庫が増加した。この結果、飲用向けの生産を増やし、価格を引き下げて販売する乳業会社や乳加工組合が現れた。そのため、政府は生産調整の必要性を強く認識していたとされる（趙（2005））。

韓国政府は97年に酪農振興法（낙농진흥법）を制定し、99年には同法を受けて酪農振興会（낙농진흥회）を設置した。酪農振興会では、酪農振興法に基づいて酪農家のクオータを管理して生産調整を行うと同時に、これまでの韓国農林部長官の告示価格から生産者と乳業会社の代表者からなる理事会で生乳の価格を決定する仕組みに改めることで、需給に合わせた価格調整の実現を目指した（第2表）（지·김·서（2016））。

酪農振興会が国内の集乳量を管理する全国単位の需給調整は、当初から難航が予想された。一部の酪農家や乳業会社の反発もあり、酪農振興会への加入が任意とされたためである（趙（2007））。このように乳業会社との直接取引を継続する直属農家が加入する可能性が極めて低いなかで、酪農振興会による管理が開始された。^{（注22）}

第2表 酪農振興会の業務内容と役員構成

根拠法	酪農振興法				
管理部門	農林畜産食品部				
設立目的	生乳や乳製品の需給調整と価格の安定事業の推進(酪農振興法 第5条) (1997年8月 第184回 臨時国会 議員立法 酪農振興法改正決議)				
主な業務内容	①生乳や乳製品の需給計画を策定 ②生乳の購入または販売に関する業務 ③生乳の品質向上に関する業務 ④乳製品の貢上げ、備蓄および放出、輸出入に関する業務 ⑤牛乳・乳製品の消費促進、広報、市場開拓に関する業務 ⑥その他の酪農振興のために必要な業務 (酪農振興法 第6条)				
総会会員	①農協経済持株会社、②韓国酪農肉牛協会、③韓国乳加工協会				
役員	<table border="1"> <tr> <td>取締役 (15人)</td> <td>①酪農振興会会长、農林畜産食品部畜産政策官(2人) ②韓国農協中央会推薦(4人):韓国農協中央会役員(1人)、集乳組合長(3人) ③韓国酪農肉牛協会推薦(3人):協会役員(1人)、酪農家(2人) ④韓国乳加工協会推薦(4人):協会役員(1人)、乳業会社代表または役員(未登記取締役を含む)(3人) ⑤その他(2人):酪農関連学会(1人)、消費者関連団体(1人) ※推薦役員(取締役および監査役)は総会で選任</td> </tr> <tr> <td>監査 (2人)</td> <td>①生産者団体推薦の生産者(1人) ②乳加工協会推薦乳業会社役員(1人)</td> </tr> </table>	取締役 (15人)	①酪農振興会会长、農林畜産食品部畜産政策官(2人) ②韓国農協中央会推薦(4人):韓国農協中央会役員(1人)、集乳組合長(3人) ③韓国酪農肉牛協会推薦(3人):協会役員(1人)、酪農家(2人) ④韓国乳加工協会推薦(4人):協会役員(1人)、乳業会社代表または役員(未登記取締役を含む)(3人) ⑤その他(2人):酪農関連学会(1人)、消費者関連団体(1人) ※推薦役員(取締役および監査役)は総会で選任	監査 (2人)	①生産者団体推薦の生産者(1人) ②乳加工協会推薦乳業会社役員(1人)
取締役 (15人)	①酪農振興会会长、農林畜産食品部畜産政策官(2人) ②韓国農協中央会推薦(4人):韓国農協中央会役員(1人)、集乳組合長(3人) ③韓国酪農肉牛協会推薦(3人):協会役員(1人)、酪農家(2人) ④韓国乳加工協会推薦(4人):協会役員(1人)、乳業会社代表または役員(未登記取締役を含む)(3人) ⑤その他(2人):酪農関連学会(1人)、消費者関連団体(1人) ※推薦役員(取締役および監査役)は総会で選任				
監査 (2人)	①生産者団体推薦の生産者(1人) ②乳加工協会推薦乳業会社役員(1人)				

資料 酪農振興会提供資料を基に邦訳のうえ、作成

酪農振興会では韓国国内を9つの圏域に分け、15の集乳主体を指定して集乳を管理した。集乳率は各地の酪農組合が参加したこと、99年36%、00年に54%、01年61%（尹・ 김・ 서 (2016)）と順調に上昇し、02年には一時最大で73%となった。酪農振興会では酪農家の加入を誘導するため、設立初期には参加した酪農家に増産を認めた。その結果、02年には国内生乳生産量は過去最大の2,537千トン、粉乳在庫は過去最高の1万9,700トンに達した（趙 (2007)）。

02年に酪農振興会は、「余剰生乳価格差別制度」（クォータ制）^(注23)を導入した。同制度に基づいてクォータ内の生乳は酪農振興会の理事会で決定した基本価格で、超過分は国際粉乳価格で購入することで酪農家の生産^(注24)を制限し、一方で価格の安定を目指した。クォータは飲用向けの生乳需要を加味し

て、01年7月～02年6月の平均出荷数量の△20.58%に設定された。また、クォータは生産者間で売買可能であり、規模を拡大したいと考える酪農家は追加のクォータを購入することになった。さらに、クォータの売買に際しては一定量を削減し、これらを^(注25)新規就農者に配分することも検討された。

だが、酪農振興会による生産削減の要求は、これまで増産を進めてきた酪農家の反発を招き、会員であった乳加工組合・酪農組合の酪農振興会からの脱退が相次いだ。最大73%まで上昇した加入率は03年には27%に下落した（趙 (2005)）。

この時脱退したのは、生産から加工・販売までを行うソウル牛乳協同組合や済州畜産協同組合などの乳加工組合と、特定の乳業会社と取引を行う酪農組合であった。とりわけ、集乳量が多く政治的な発言力も強

いソウル牛乳協同組合がアウトサイダーとなつたことで、酪農振興会の影響力は低下^(注26)した。またこの結果、加工処理能力がない酪農組合・酪農家が酪農振興会に残つた。

酪農振興会に参加しなかつた乳業会社とその直属農家、および乳加工組合とその組合員との間にも類似したクオータ制が導入された。このクオータは酪農振興会のクオータとは異なり、集乳主体ごとに出荷数量実績からの切下げ率、正常乳代停止線の運用、売買に伴う削減率（後述）などが異なつていた。例えば、クオータは出荷実績に^(注27)対して平均9～11%の引下げにとどまり、減産の割合はまちまちとなつた。また、集乳主体別に運用されるクオータにより、酪農組合・酪農家の出荷先はそれまで取引のあった集乳主体に固定された。

酪農振興会が集乳を管理して生産調整や価格調整に関わることで、貿易自由化に対応した酪農業への再編を進めることができていたものの脱退が相次いだことでその実現は困難になつた。酪農家のクオータが各集乳主体に固定され、運用も集乳主体ごとに異なる基準で行われたことで、酪農振興会が全国の集乳を管理し、生産調整を行う当初の目的の貫徹が困難となつた。

(注22) 趙（2005）によると、乳業会社は取引関係にある酪農家に対して衛生・飼養管理指導を行うことでブランド牛乳などを生産していた。乳業会社は高品質な生乳を供給する酪農家に増産を奨励したため、酪農振興会に加入する誘因は酪農家側にもなかつたといふ。

(注23) 酪農振興会のクオータ制の法的根拠は酪農振興法第9条第1項、第2項にあるとされる（趙（2005））。

(注24) EUとは異なりクオータ超過に対する課徴金

等の罰則はない。

(注25) 韓国農村経済研究院によると、新規参入が困難となるため、移動の際にクオータの一部を削減して新規就農者に与えることも検討されていたが、実際には生乳が余っていることから削減だけを行つているといふ。

(注26) ソウル牛乳協同組合の元幹部からの聞き取り調査では同組合は酪農組合の全国組織に代表を送つて政策提言を行うなど政治的に影響力が強かつたが、酪農振興会の方針に反発して脱退を決めアウトサイダーになつたといふ。

(注27) 韓国農村経済研究院での聞き取り調査によると、ソウル牛乳協同組合や乳業会社がクオータを導入する際には、既往の生産実績よりも引き下げたものの、引下げ幅は統一されていなかつたとのことである。

（3）生産費を反映した価格制度の導入

このように酪農振興会による全国の集乳の管理という当初の目的の実現は困難となつたものの、乳業会社と酪農家の交渉を仲介して価格を決めるという役割は残されて^(注28)いる。

現在、クオータ内の乳価の基準となる「基本価格」の決定は、酪農振興会の理事会に「生乳価格調整交渉委員会」が設置され、委員会での交渉結果を理事会に報告し議決している。変更がなされる場合は、これをもとに8月1日に政府が基本価格を公示する。

生乳価格調整交渉委員会は生産者側の代表者3名（酪農家2名、組合1名）と乳業会社3名（毎日乳業、南陽乳業、ピングレ）、学識経験者1名から構成されている。生産者側の代表は韓国の農協組織である韓国農協中央会と、農業者の団体である韓国酪農牛協会で協議して決めている。

しかし、酪農振興会が最初から現在のように酪農家の飲用向けの生乳生産費を考慮した水準で、基本価格を決めていたわけ

はない。当初、酪農振興会の理事会は韓国統計庁が公開する前年の生産費が前々年との比較で±5%以上変化したときに、酪農家の代表と乳業会社の代表が話し合いで飲用乳の基本価格を決定することになっていたが、実際には両者の意見がまとまらず+5%以上変化した年にも基本価格は変更されなかった（趙（2005））（第3図）。

ところが、口蹄疫の影響で離農が相次ぎ生産が落ち込んだことで、酪農振興会の理事会で決まる基本価格に13年から統計庁が調査した酪農家の生産費をもとに算出する「生乳価格連動制」（원유가격연동제）が用いられることになった。15年からは前年の生産費が前々年比で±4%以上変化した場合に交渉を行い、そうでない場合は2年ごとに交渉が行われることになった。18年から算出方法の微修正が行われ、前年の「基準原価」に前年の生産費と前々年の生産費の差額の90~110%を加えて算出している。

基本価格に拘束力はないものの、国が関与して生産者側と乳業会社の交渉で決定す

るため、乳業会社は酪農振興会との取引だけではなく、自社が生産割当を持つ直属農家と取引を行う際にも、この基本価格を参考に乳価を設定している。ただし、クオータの超過分については集乳主体ごとの需給状況に応じて、独自に国際粉乳価格を参考（注30）に交渉で決めている。

実際に取引で用いる乳価は、この基本価格に加えて脂肪やタンパク質といった乳成分や細菌、体細胞数などの衛生評価の結果を反映した算定式で決定している。

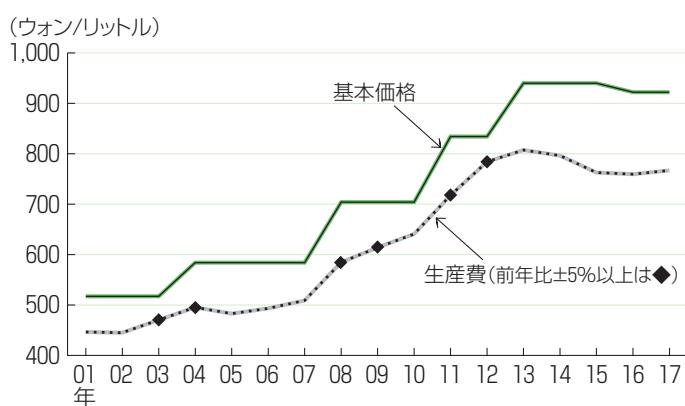
酪農振興会と取引関係のないソウル牛乳協同組合でも、基本価格を基準に酪農家からの生乳の買取価格を決めている。ソウル牛乳協同組合では、酪農振興会、乳業会社と比べて高い独自の乳価を設定しており、基本価格に50ウォンほどのプレミアムをつけた価格で組合員から生乳を購入している（注31）。

このように乳価は酪農家の生産費を反映してある程度統一した基準で決められている。その一方で、クオータの運用は個々の集乳主体に分かれており、全国一律の生産調整が困難となっている。

さらに、国内の生乳価格が国内の生乳需要を十分反映せずに決まるため、クオータの一時的な削減にも等しい正常乳代停止線を設ける事態も発生しており、このような点からも見直しの必要性が指摘されている（지·김·서（2016））。

生乳価格連動制の導入まで、酪農家と乳業会社の意見が対立し、酪農家は生産費が上がっても乳価を引き

第3図 1リットル当たりの基本価格の推移と生産費との関係



資料　지·김·서（2016）、酪農振興会『2017 낙농통계년감[2017酪農統計年鑑]』

上げることができなかつたが、現在は生産費を反映した乳価の仕組みが定着している。このため、飲用消費の減少は予想されるものの、乳業会社との新たな交渉を嫌つて価格制度の変更に慎重な酪農家もいるとされる（注32）。

以上のように、酪農振興会が全国の集乳を管理して生産調整を行うという当初の計画は困難となつた。また、集乳主体ごとにクォータの運用も異なつてゐる。一方で、酪農振興会は価格調整では現在も重要な役割を果たしている。現在では生産費を反映して乳価が定められている。これは酪農家にとっては経営の安定につながる一方、需要とは無関係に国内の乳価を高い水準で維持することで生産調整が必要になることもある。

（注28）酪農振興会によると、乳業会社と酪農家との関係は必ずしも良いとはいえないため、現在も酪農振興会が仲介する必要があるとのことであった。

（注29）有機牛乳は政府による基本価格とは異なり、酪農家と乳業会社との交渉で価格が決められている。有機牛乳の場合は通常の生乳価格よりも高値で取引されている。有機牛乳の占める割合は1日平均5,600トンほど生産される生乳の90トンにすぎず、極めて限定的である。

（注30）大手乳業A社によると、ほとんどの集乳主体が基本価格に従うが、クォータ外については水準が異なるとのことである。

（注31）ソウル牛乳協同組合の場合、それ以外に配当などの形で組合員に対して信用・共済事業の収益も配分している。

（注32）韓国酪農肉牛協会での聞き取り調査による。

3 韓国のクォータ制の運営上の問題

（1）酪農家間に存在する不平等

クォータによる生産量の管理と同時に、生産費を反映した乳価によって、韓国では酪農家の経営を保護してきた。

一方、これまでみたように、韓国では特定の集乳主体ごとのクォータに基づいて酪農家の生乳生産が行われている。このような仕組みのもとで酪農家は自己の農業所得や廃業の際に得られる資金、今後の経営の方向性をどの集乳主体のクォータを持つかによって左右されている。

まず、クォータ内の生乳の基本価格はあるものの、酪農振興会と距離を置くソウル牛乳協同組合ではクォータ内の乳価に50ウォン／リットルのプレミアムをつけており、完全に統一されているわけではない。また、クォータ内では酪農振興会の基準に従う集乳主体も、超過分は別の基準を用いることがある。

次に、酪農家のクォータを「正常乳代停止線」で実質的に削減するか否かは集乳主体の判断に委ねられている。乳加工組合と比べて酪農家の意思が反映されにくい乳業会社では、正常乳代停止線を利用しやすいと推察される。酪農振興会の酪農家には財政的な支援があるが、その他の集乳主体の酪農家にはそのような措置はない。ただし、予算が不足すると酪農振興会から酪農家への乳代の支払いの遅滞や減産を求められる

(注33)
こともある。

そして、クオータの生産者間の売買に伴う削減率も、集乳主体により異なる。聞き取り調査を行った集乳主体のうち、酪農振興会では導入時は売買が生じた場合、クオータを20%削減していたが、現在は5%削減している。ソウル牛乳協同組合では05年頃から組合の総会の決定に従って10~20%の幅で削減している。大手乳業A社は直属農家のクオータ取引で10%削減している。

さらに、集乳主体を越えたクオータの売買は制限されており、集乳主体ごとに取引価格が異なる。^(注34)取引価格の違いは、集乳主体ごとの酪農家の収益水準とクオータの流動性を反映している(第3表)。1リットル当たりのクオータの価格が最も高いソウル牛乳協同組合では、組合員の乳価にプレミアムを乗せて買い取るうえ、信用・共済事業の収益を組合員に還元している。また、組合員の数、生乳量とも大きく、クオータの売買相手をみつけやすい、つまり流動性の高さも価格を引き上げている。それに次

ぐ、酪農振興会には政府の予算で酪農家の所得を保護する仕組みがあり、取引相手となる酪農家も多く、クオータ価格を引き上げている。乳業会社は取引相手となる酪農家が少なく取引相手をみつけにくいことに加え、酪農組合のような利益還元がないことで、その価格が最も低く抑えられている。^(注35)

クオータは酪農家にもともと無料で配分されたが、有償で取引されることから退職金のような役割も果たしている。つまり、酪農家にとっては酪農を存続する場合もやめる場合も、どの集乳主体にクオータを所有していたかによって不平等が存在している。仮に全国統一したクオータ制を導入すれば、条件の良いソウル牛乳協同組合の酪農家の乳価やクオータ取引価格の引下げにつながる可能性もある。このように集乳主体ごとにクオータが管理されている現状は、酪農家の合意形成も困難にしていると推察される。

(注33) 16年3月には政府が需給調整予算を抑制したため、酪農振興会の酪農家への乳代の未払いが生じた(酪農振興会Webページ、16年4月18

第3表 聞き取り先別・集乳主体別のクオータの売買価格(2017年)

	聞き取り先A	聞き取り先B	聞き取り先C	聞き取り先D	主な要因
ソウル牛乳協同組合 —乳加工組合農家 682千トン	65万	-	70万~80万	高 ▽ 低	乳価の高さ、 組合の利益還元、 取引範囲の広さ
酪農振興会 —振興会農家 8組合、472千トン	40万	45万	60万		政府の補償、 取引範囲の広さ
酪農組合 —組合農家 7組合、175千トン	-	-	30万~40万		組合の利益還元
乳業会社 —直属農家 15社、632千トン	-	35万	30万		取引範囲の狭さ

資料 聞き取り調査により作成

(注) Aソウル牛乳協同組合、B酪農振興会、C韓国農協中央会、D大手乳業A社。

日公開)。

(注34) 売買に際しては乳加工組合、乳業会社、酪農振興会のいずれの集乳主体も直接仲介はせず、対象となる酪農家の移動の可否や登録変更にのみ関与している。ソウル牛乳協同組合の加工組合農家では子牛を扱うブローカーが廃業予定の酪農家とクオータを必要とする酪農家を仲介する。

(注35) 酪農振興会では新たに集乳主体を越えた取引を仲介する試みを始めている。乳業会社Aから乳業会社Bに直属農家の移動を認め、移動に伴って乳業会社Aから乳業会社Bにクオータを移動するというものである。酪農振興会によると、乳業会社は国産生乳が余っているので、酪農家が新たに自社のクオータを購入することを歓迎していないとのことである。

(?) 財政的な負担の拡大

韓国では集乳主体別にクオータが管理されている。しかし、飲用乳の需要が今後は減少していくと予想されるなかで現在のように酪農振興会が集乳する酪農家を財政的に支えていくことは困難になると考えられる。口蹄疫後の生産調整（前述）を事例に検討したい。

口蹄疫後の増産の過程では、各集乳主体がクォータの規制を緩和し、超過部分も基本価格で生乳を購入した。大手乳業会社では直属農家からの集乳を増やす一方で、酪農振興会は集乳した生乳を販売しきることができなかった。この結果、季節調整に用いられている生乳需給調整資金が不足し、

酪農振興会では生乳を供給する酪農家への支払いが困難となった。

政府は14～15年で356億ウォンの追加予算を投じるとともに、積み上がった粉乳在庫の処分を条件に、各集乳主体に減産を求めたことで16年には、生産量は13年の水準にまで下落した(第4表)(*支・ 김・ 서 (2016)*)。

多額の財政資金を酪農振興会に投入したうえ、各集乳主体の酪農家が減産を目的に乳牛を処分した。各集乳主体が勝手に増産を行ったために、問題がこのように拡大した。^(注36)

長期的にみると、飲用向けの生乳の需要は減少が予想されている。現在の仕組みを維持すれば、乳業会社は口蹄疫後の対応のように自社の直属農家のクォータを優先して、酪農振興会からの買取量を減らしていくと考えられる。

現在、需給調整に年150億ウォン、加工原料乳助成に170億ウォンを投入しており、02年のクオータ制導入以来で総額7,500億～^(注37)8,000億ウォンを投入しているとされる。酪農振興会を財政的に政府が支援することは限界があるため、現在の飲用向けのクオータ制が継続するのであれば、将来的には酪農振興会の酪農家に減産を求める可能性

第4表 集乳主体別の生乳生産量および増減率

(単位 トン/日、%)

	13年	14	15	16	17	14/13	15/14	16/15	(単位：千社/%) 17/16
全国	5,734	6,066	5,940	5,656	5,638	6	△2	△5	△0
うちソウル牛乳協同組合	1,876	2,019	1,982	1,921	1,868	8	△2	△3	△3
酪農振興会	1,339	1,410	1,399	1,387	1,293	5	△1	△1	△7
乳業会社	2,148	2,282	2,207	2,191	2,211	6	△3	△1	1

資料 支・ 김・서 (2016)、韓國農協中央会提供資料を邦訳のうえ、加筆修正して作成
支・ 김・서 (2016)の元データは낙농진흥회내부자료 [酪農振興会内部資料]

も考えられる。

(注36) 15年1月から15年9月までに牛と殺頭数は合計5万1,315頭となり、14年の同期間より38.6%増えたとされる（毎日経済【毎日経済】&mk.co.kr 15年11月13日web公開）。

(注37) 韓国酪農肉牛協会内に設置された酪農政策研究所趙錫辰所長による推計値。聞き取り調査の際に、趙所長はこれだけの額を投入するのであれば、加工品の不足払いなどの制度を導入できたのではないかと述べている。

4 今後の見通し

加工原料に対応した低い乳価を設定する必要があるという点において、今回聞き取り調査を行った韓国の酪農関係者の認識は基本的には共通している（第5表）。とはいえ用途別乳価の是非については議論の相違がみられる。政府系組織である酪農振興会や、酪農家団体である韓国酪農肉牛協会では用途別にクォータを飲用と加工用に分け、加工用については乳価を引き下げて補助金で一部を補てんすると同時にクォータを増やすことで酪農家の所得を維持する必要があると考えている。ただし、酪農家の数は少なく、産業としての規模も小さいため、

第5表 今後必要となる対策

	今後必要だと考える対策
乳業会社 (大手乳業A社)	加工用に対応した乳価
酪農振興会	用途別乳価の導入、クォータの拡大（もしくはクォータの削減）
酪農家団体 (韓国酪農肉牛協会)	用途別乳価の導入、クォータの拡大
農協組織 (韓国農協中央会)	チーズ生産など 国産乳製品生産への支援
酪農家 (ソウル牛乳協同組合)	生産者が減り、生産量は減少するので現状維持

資料 聞き取り調査により作成

用途別乳価を実現するための新たな財源を確保することは難しい。大手乳業A社の聞き取り調査の際には補助金を出さないようにして、乳価を引き下げて加工用に対応させた方が良いという意見もあったが、これがクォータを分けずに乳価全体を引き下げるなどを意図するなら、酪農家の経営に与える影響はより大きいと推察される。

一方、クォータ制の今後の扱いについては意見が割れた。酪農家団体は集乳主体ごとに管理された現在の仕組みを改めるよう主張する一方、乳業会社は現状維持を求めている。また、酪農家も必ずしも一枚岩ではなく、乳加工組合の組合員は現状維持を望んでいる。

これまで確認したように個々の集乳主体ごとにクォータが管理されている現在の仕組みでは、どの集乳主体のクォータを所有するかにより、酪農家のさらされる条件は異なる。仮に乳業会社が主張するように乳価を引き下げる一方で、酪農家のクォータを拡大するような対策を行った場合、乳業会社が優先的に生乳を購入する直属農家の生産が拡大する一方で、酪農振興会からの購入を減らすような対応をとる可能性も考えられる。

また、全国的なクォータ統一は乳業会社や乳加工組合の組合員の反発が予想されるため、その実現は容易ではないと考えられる。

さらに、長期的な視野で酪農業を考える酪農家団体に対して酪農家の多くが高齢者であることもあり、新たなリスクを負って

まで現在の高い飲用乳価を改める制度改革^(注38)を望んではいないとされる。このような複数の要因から制度改革には困難が予想される。

(注38) 韓国酪農肉牛協会、韓国農村経済研究院での聞き取り調査で同じ意見を聞いた。ただし後継者がいる場合には改革には前向きの場合もあるとのことである。

おわりに

韓国では生産量をクオータで管理し、そのうえで生産費に応じて変化する価格調整制度を導入することで自国の酪農家を保護してきたが、将来を見据えて現行制度の見直しが酪農家団体と乳業会社の間で検討されている。

乳製品市場の保護に失敗した韓国では、酪農振興会が飲用向けの生乳のクオータを管理することで酪農家の経営の安定を目指したが、削減率を巡る対立から集乳主体ごとに別々にクオータを管理することになった。一方、乳価は酪農家の生産費を反映した価格に統一された。現在の乳価は酪農家の経営にとっては良いとされるものの、他方で生産調整が必要になっている。

また、一見すると問題なく機能しているようにみえる集乳主体ごとに分かれたクオータ制には、酪農家が自己の農業所得や廃業の際に得られる資金、今後の経営の方向性に不平等が存在する。加えて、短期的な需給調整のしわ寄せが加工販売機能を持たない集乳主体に集中し、多額の税金が投入

される要因となっている。

加工用にも対応した乳価、その実現にあたり必要となる全国的なクオータ統一が検討されているが、乳業会社や乳加工組合は現行制度で利益を享受しているため現状維持を求めている。また、酪農業の将来を考える酪農家団体と、新たなリスクを嫌う高齢酪農家との間でも意見の不一致がみられるため、意見の調整には困難が想定される。

＜参考文献＞

- ・伊澤昌栄・伊佐雅裕 (2016) 「海外情報 最近の韓国の牛乳・乳製品需給動向」『畜産の情報』No.323
- ・禹炳準 (2016) 「FTAと畜産問題—牛肉と酪農を中心にして」『農村と都市をむすぶ』第66巻第12号
- ・趙錫辰 (2005) 『韓国酪農産業の課題と展望』酪農総合研究所
- ・趙錫辰 (2007) 『韓国酪農・乳業の課題と展望』『北海道農業経済研究』第14巻第1号
- ・趙錫辰 (2014) 「韓国の経済自由化と酪農・肉牛の現状」畜産経営経済研究会・小林信一編『日本を救う農地の畜産的利用—TPPと日本畜産の進路—』農林統計出版
- ・지인배·김현중·서강철 (2016) 『낙농산업 구조개선 방안 연구』 한국농촌경제연구원
- ・한국낙농육우협회·낙농정책연구소 (2017) 『2017 낙농경영실태조사』
- ・한국낙농육우협회·낙농정책연구소 (2018) 『2018 낙농경영실태조사』
- ・LAN, Seoul (2017) "Overview of the Korean dairy sector," *Agroberichten Buitenland*.
- ・USDA Foreign Agricultural Service (2017) "Korea-Republic of Dairy and Products Annual 2017 Dairy and Products Annual Update," *GAIN Report*, Number KS1732.
- ・USDA Foreign Agricultural Service (2018) "Korea-Republic of Dairy and Products Annual 2018 Dairy and Products," *GAIN Report*, Number KS1839.

(うえだ のぶひろ)

国民総幸福と農政パラダイムの転換

いつからか韓国社会では農業農村農民いわゆる3農は徹底的に無視されてきた。3農はまるで海の中に孤立している島のような存在になっている。19代大統領選挙(2017年5月)を迎えて5回の公開TV討論会が行われたが、「農」について一言でも言及した候補者は一人もなかった。有力な日刊紙で3農問題が載せられることも極めて異例である。数万人の農民がソウルでデモをしても記事にならない。知識人の経済問題討論会でも3農はテーマにならない。

なぜこうした農業無視(農業パッシング)が行われているのか。1960年代以来韓国社会を支配している経済成長至上主義のせいである。経済成長至上主義は三つの仮説に基礎している。第一、経済は無限に成長する。第二、経済が成長すればすべての問題が解決される。第三、したがって経済成長のためにはほかの価値は犠牲にしても良い。こうした観点から3農は経済成長のための犠牲部門に位置づけられたのである。1960年代までには韓国社会は基本的に農業社会であった。1970年に国民の半分以上は農村に住んで農業を営んでいたし、農業はGDPの4分の1以上を占めていた。当時の大統領選挙ではすべての候補者は“私は貧しい農民の息子で生まれて農民のために全力を尽くす”と訴えた。しかし高度経済成長のなかで3農の地位が急速に低下して国民経済に占める農林漁業の比重はGDPの2%未満、就業者と農家人口の比重は5%水準まで急落した。3農の位相が経済的にも政治的にも重要ではなくなってしまった。

高度成長の結果、韓国はアジア最貧困国から世界第10位の経済大国、国民一人当たり所得3万ドルの国家になった。しかし国民の幸福は経済水準に比べて非常に低い。国際的にみてもいわゆる成長と幸せとの乖離がもっとも大きい。経済成長至上主義によって成長のために人間の幸せに大事なことを犠牲にしたからである。経済成長至上主義は農業では生産力主義となった。農業生産力の増大を通して食料を安く供給するし、工業化に必要な安い労働力を供給しようとした。生産

力主義はガット・ウルグアイ・ラウンドをきっかけに1990年代以降国際競争力主義に変わった。農政は国際競争力こそ韓国農業の生き残る道であると強調した。

韓国政府は農業の国際競争力を高めるために様々な計画を立てて膨大な財政を投入した。しかしながら、いわゆる世界化による農業市場開放は農業と農村の危機を深化している。食料自給率は急速に低下し、実質的な農業所得は大きく減少し、農村貧困人口は大幅に増加する一方で、農村の両極化が深化し、農家負債問題は悪化している。その結果、農家人口の急激な減少と高齢化、都市と農村との格差拡大、地域間不均衡の深化が進行している。

農業と農村の崩壊は韓国社会の持続可能性を経済、生態、空間、社会、文化などすべての側面で脅かしている。農政のパラダイムを変えないとこうした危機から抜け出すのは不可能である。19代大統領選挙の際、文在寅大統領は汎農業界の要求によって“国家農政の基本的枠(フレーム)を変える”、“今日の農漁業と農漁村の危機をもたらした競争と効率だけを強調した農政哲学と基調を変える”と公約した。

大統領直属の政策企画委員会は2018年5月に農政改革のタスクフォースを設置して私がその責任者になった。10月末には5か月の活動をまとめ、報告会を公開的に設けて、その結果を大統領に答申した。答申の概要は次のようである。まず、農政のビジョンを‘国民総幸福に寄与する持続可能な農業農村社会’にすること、このために農政の理念を国際競争力から国民総幸福の増進のための農業農村の多面的機能(価値)を極大化することを提案した。具体的には農業と農村の多面的機能と公益的価値を高めるために農業財政支出を改革して補助金農政から直接支払い農政(多面的機能と公益的価値に対する農漁業と農漁村の寄与に対する対価を支払う農政)へ転換すること、統合的フード政策によって国民のフード基本権を保証するために国家フードプランを樹立すること、農村政策を開発から農村の多面的機能の強化と農村住民の暮らしの向上へ転換すること、農家の持続可能な再生産基盤の確立などを提案した。そして、こうした政策転換を可能とするために、憲法に農漁業と農漁村の多面的機能と公益的価値を明示すること、農政推進

体系を中心集権的設計主義から地方分権的自立農政体制に変えること、農協など農業関連機関の革新、農業者の定義の再定立、農地制度の改革などを提案した。最後にこうした改革を持続的に推進するために大統領直属の農漁業農漁村特別委員会の設置を要求し、2018年12月に農漁業農漁村特別委員会設置法が国会を通過して2019年4月25日から5年間活動するようになった。

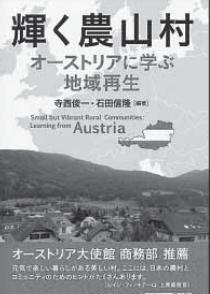
しかしながら、農政パラダイムの転換のためには農政改革だけでは不十分である。韓国社会のパラダイムを変えなければならない。経済成長至上主義はすべてをGDP(国内総生産)の観点から評価する。経済成長至上主義が支配する限り、農業の未来もないし、国民の幸せを増進することはできない。韓国社会のパラダイムを経済成長から国民総幸福に変えなければならない。国民総幸福の増進のためには物質の豊かさと共に教育、環境、健康、文化、共同体、余暇、心理的wellbeing、民主主義など多様な要素が均衡的に発展しなければならない。同時に国民総幸福は幸せをお互いに共有することである。こうした国民総幸福のためには農漁業と農漁村の多面的機能、つまり単なる食料生産空間ではなく生活空間、経済活動空間、環境と文化との空間として役割を成し遂げる必要がある。

そして我々は、2018年4月、韓国社会のパラダイムを経済成長から国民総幸福へ転換するために、200名以上のオピニオンリーダーが参加して民間の‘国民総幸福転換フォラム’を創立した。それからその転換を地域から実践するために40個の地方自治団体の首長が参加して2018年10月に‘幸福実現地方政府協議会’を創立した。‘国民総幸福転換フォラム’は12月に国から社団法人の許可を得て、私が理事長をつとめているし、‘幸福実現地方政府協議会’の事務局の役割を受け取っている。

大統領直属の農漁業農漁村特別委員会がどれだけ農政改革に成功するか、長期的に我々の運動が国民総幸福転換にどれだけ寄与するかはこれから楽しみである。

(忠南大学 名誉教授・地域財団 理事長 朴 珍道・パク ジンド)

発刊のお知らせ



輝く農山村 オーストリアに学ぶ 地域再生

寺西俊一・石田信隆 編著

2018年12月10日発行 A5判216頁 定価2,400円（税別）（株）中央経済社

オーストリアは小さな国であるが、いち早く「原発フリー」の国民選択をしたことで有名である。また、最も先進的な「再生可能エネルギー国」でもある。

オーストリアの農山村の多くは急峻な山岳地帯に位置し、農業は小規模で兼業が多い。小さな村が一般的だがそれぞれ活力があり、自治力に満ち、「輝く農山村」を実現している。

危機的な状況にある日本の農業・農山村にとって本書は大いに参考になるであろう。

主　要　目　次

まえがき

本書で紹介する自治体の位置関係・オーストリアの周辺国

第1章 ここに幸せがある——オーストリアの農業・農山村

第2章 農業・農山村を支える制度と政策

第3章 農山村ゲマインデの多様な自治の姿

第4章 地域住民みずからが取り組む「村の再生」

第5章 自然の恵みを活かしたエネルギーと地域の自立

第6章 座談会 オーストリア現地調査から見えてきたこと——モニカさんを囲んで

巻末補録1 オーストリアはこんな国—地図とデータにもとづく解説

巻末補録2 オーストリア現地調査先（第1回～第5回）一覧

コラム

- 1 ウィーンの水はおいしい
- 2 有機食品の認証制度と有機食品を求める消費者
- 3 村のレストランとホイリゲ
- 4 ルンガウがんばれ
- 5 原発とオーストリア

購入申込先……………（株）中央経済グループパブリッシング TEL 03-3293-3381（販売）

統 計 資 料

目 次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(55)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(55)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(55)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(56)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(56)
6. 農業協同組合 主要勘定	(56)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(58)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(58)
9. 金融機関別預貯金残高	(59)
10. 金融機関別貸出金残高	(60)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03 (6362) 7752

FAX 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。

「0」 単位未満の数字	「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳	「△」 負数または減少
「*」 訂正数字	「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2014. 1	48,848,635	4,126,079	25,360,648	5,963,766	50,289,756	16,322,488	5,759,352	78,335,362
2015. 1	52,505,391	3,648,885	31,060,309	6,034,814	55,907,620	19,274,363	5,997,788	87,214,585
2016. 1	55,525,225	3,246,569	34,846,624	13,301,386	57,764,062	18,115,386	4,437,584	93,618,418
2017. 1	61,512,023	2,542,440	43,818,796	23,439,749	62,102,940	11,049,629	11,280,941	107,873,259
2018. 1	64,825,490	1,883,093	37,841,674	23,210,871	56,079,227	10,569,377	14,690,782	104,550,257
2018. 8	66,557,692	1,558,640	33,486,370	24,174,612	51,554,384	11,915,002	13,958,704	101,602,702
9	66,780,674	1,515,522	36,201,096	25,841,894	53,959,073	12,571,108	12,125,217	104,497,292
10	66,608,446	1,472,401	33,112,315	25,078,411	52,214,512	12,995,275	10,904,964	101,193,162
11	65,994,876	1,429,293	32,295,555	22,245,610	52,311,209	14,016,714	11,146,191	99,719,724
12	66,311,414	1,386,802	32,855,170	22,187,998	52,131,324	14,730,399	11,503,665	100,553,386
2019. 1	66,089,877	1,343,614	32,226,696	18,794,413	52,094,985	15,553,697	13,217,092	99,660,187

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2019年1月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	55,733,090	-	2,287,630	61	4,144	-	58,024,924
水産団体	1,825,646	1,100	176,206	1	33	-	2,002,986
森林団体	1,809	-	4,697	-	206	-	6,712
その他会員	1,869	-	15,135	-	-	-	17,004
会員 計	57,562,413	1,100	2,483,668	62	4,382	-	60,051,626
会員以外の者 計	449,562	13,786	412,988	87,345	5,046,213	28,359	6,038,252
合計	58,011,975	14,886	2,896,655	87,407	5,050,595	28,359	66,089,877

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。

2 上記表は、国内店分。

3 海外支店分預金計 350,688百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2019年1月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	1,663,325	105,655	131,658	- 1,900,638
	開拓団体	8	8	-	16
	水産団体	35,727	3,283	8,912	- 47,923
	森林団体	2,272	2,633	2,583	3 7,491
	その他会員	603	665	20	- 1,288
	会員小計	1,701,935	112,244	143,173	3 1,957,356
	その他系統団体等小計	93,256	11,370	47,982	- 152,608
計		1,795,191	123,614	191,155	3 2,109,964
関連産業		3,508,017	32,324	899,981	1,657 4,441,980
その他		8,861,979	2,151	137,625	- 9,001,754
合計		14,165,187	158,089	1,228,761	1,661 15,553,698

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2018 . 8	8,744,025	57,813,667	66,557,692	9,900	1,558,640
	8,805,619	57,975,055	66,780,674		1,515,522
	8,736,838	57,871,608	66,608,446		1,472,401
	8,182,073	57,812,803	65,994,876		1,429,293
	8,252,867	58,058,547	66,311,414		1,386,802
	8,053,621	58,036,256	66,089,877		1,343,614
2018 . 1	8,070,243	56,755,247	64,825,490	-	1,883,093

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2018 . 8	32,124	24,142,487	51,554,384	11,022,024	5,339	-	163,963
	66,667	25,775,226	53,959,073	10,784,664	2,839		166,747
	31,299	25,047,111	52,214,512	10,662,171	1,674		168,444
	83,621	22,161,988	52,311,209	10,633,587	1,501		169,215
	87,736	22,100,262	52,131,324	10,567,775	7,105		159,700
	74,829	18,719,584	52,094,985	10,472,635	8,659		158,089
2018 . 1	65,879	23,144,992	56,079,227	12,002,792	7,046	-	171,449

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。

3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方				
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2018 . 8	66,812,627	65,534,142	1,478,665	1,965,482	1,976,207
	66,484,352	65,427,656	1,380,143	2,051,882	1,976,207
	66,833,627	65,605,297	1,441,221	2,051,883	1,976,207
	66,681,021	65,559,873	1,537,338	2,051,882	1,976,207
	67,516,333	65,998,348	1,322,000	2,188,482	1,976,207
	66,969,652	65,768,607	1,326,480	2,188,482	1,976,207
2018 . 1	65,032,036	63,827,664	1,341,405	1,677,232	1,954,038

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方			借 入 金	うち信用借入金
	貯 金	当 座 性	定 期 性		
	計		計		
2018 . 7	34,697,629	68,514,296	103,211,925	642,089	512,041
	35,197,419	68,508,958	103,706,377	624,358	498,980
	35,188,877	68,282,196	103,471,073	651,166	532,868
	36,016,283	67,955,823	103,972,106	645,812	532,312
	35,714,403	68,205,607	103,920,010	622,694	516,191
	36,315,794	68,405,848	104,721,642	627,216	530,456
2017 . 12	34,194,161	68,123,018	102,317,179	593,581	429,637

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。

3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	2,736,813	3,480,488	27,269,069	101,602,702
-	2,345,944	3,480,488	30,364,764	104,497,292
-	2,321,662	3,480,488	27,310,165	101,193,162
-	2,412,508	3,480,488	26,379,579	99,719,724
-	2,816,556	3,480,488	26,525,246	100,553,386
-	2,233,913	3,480,488	26,512,295	99,660,187
-	1,972,619	3,480,488	32,388,567	104,550,257

貸 出 金 証書貸付	当座貸越	割引手形	計	コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
				コ ー ル ン		
10,676,154	1,073,473	1,411	11,915,002	2,000,000	11,953,366	101,602,702
11,340,214	1,062,698	1,447	12,571,108	1,075,000	11,047,379	104,497,292
11,704,903	1,120,526	1,400	12,995,275	490,000	10,413,291	101,193,162
12,666,995	1,178,905	1,596	14,016,714	885,000	10,259,691	99,719,724
13,307,992	1,260,831	1,874	14,730,399	610,000	10,886,560	100,553,386
14,165,186	1,228,761	1,660	15,553,697	1,200,896	12,007,537	99,660,187
9,252,442	1,143,468	2,017	10,569,377	2,090,000	12,593,736	104,550,257

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方					
	預 け 金	コ ー ル ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
計	う ち 系 統			計		
66,578	45,379,501	45,324,788	25,000	985,542	18,214,335	7,551,971
67,758	44,851,874	44,807,556	40,000	988,049	18,502,061	7,645,551
64,739	44,821,712	44,768,227	20,000	1,009,002	18,644,943	7,770,922
69,479	44,692,384	44,636,068	49,730	1,025,743	18,640,139	7,784,517
87,896	45,716,650	45,667,468	79,746	1,029,248	18,489,656	7,870,280
71,858	45,093,650	45,039,634	55,000	1,050,673	18,720,874	7,889,721
65,213	43,465,234	43,412,487	25,000	826,851	18,429,347	7,277,855
						1,776,740

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						報 組 合 数
	預 け 金	有 価 証 券	金 銭 の 信 託	貸 出 金	う ち 公 庫	(農)貸付金	
計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫	(農)貸付金	
434,626	78,576,275	78,332,375	3,950,664	1,554,947	21,834,885	162,543	648
437,452	78,894,919	78,633,614	4,029,269	1,601,327	21,859,708	163,884	648
412,615	78,597,348	78,336,915	4,097,020	1,653,488	21,871,659	163,789	648
421,641	78,939,474	78,671,813	4,148,046	1,672,032	21,836,539	162,590	648
431,827	78,888,237	78,615,752	4,091,981	1,620,845	21,842,254	152,456	648
457,267	79,870,352	79,510,736	3,994,370	1,530,797	21,797,735	149,852	648
471,685	77,352,792	77,115,191	3,955,826	1,619,274	21,622,111	161,304	654

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方			借 方						
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券		
	計	うち定期性				計	うち系統			
2018. 10	2,497,571	1,782,791	35,467	55,909	16,866	2,006,072	1,986,980	83,063	469,381	
11	2,506,865	1,793,940	35,467	55,908	17,960	2,014,962	1,994,073	83,495	464,068	
12	2,500,487	1,796,155	36,267	55,931	17,216	2,017,513	1,994,760	83,796	459,593	
2019. 1	2,505,232	1,794,543	36,267	55,931	19,000	2,022,952	2,002,088	83,017	456,455	
2018. 1	2,424,144	1,719,017	28,068	55,429	18,420	1,923,920	1,905,311	82,242	467,816	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					報 告 組合数		
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券			
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統				
2018. 8	767,000	422,524	84,837	60,403	98,810	5,878	763,569	754,864	400	146,704	6,308	76
9	778,638	429,453	85,043	60,014	98,873	5,581	778,971	769,665	400	147,102	6,338	76
10	802,063	446,390	86,233	60,032	98,929	6,603	807,234	798,584	400	146,535	2,427	76
11	791,710	434,774	80,182	56,415	98,933	6,351	799,630	790,710	400	142,591	6,043	76
2017. 11	814,665	440,167	85,659	61,319	107,038	6,870	825,536	816,669	400	149,106	6,989	79

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

2 借入金計は信用借入金・経済借入金。

3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円、%)

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2015. 3	936,872	580,945	3,067,377	2,432,306	632,560	1,319,433	192,063
	2016. 3	959,187	597,361	3,235,087	2,482,863	642,280	1,347,476	195,607
	2017. 3	984,244	622,288	3,433,657	2,543,180	657,873	1,379,128	199,392
	2018. 1	1,017,769	650,320	3,535,579	2,562,605	662,674	1,410,888	203,329
	2	1,019,417	651,133	3,544,445	2,568,001	663,535	1,414,939	203,618
	3	1,013,060	648,140	3,593,112	2,620,107	668,302	1,409,772	203,399
	4	1,018,960	654,510	3,674,060	2,617,960	673,110	1,423,775	204,513
	5	1,017,212	653,379	3,705,121	2,634,961	647,247	1,417,632	203,338
	6	1,032,930	665,110	3,625,978	2,656,147	655,141	1,434,210	205,749
	7	1,032,119	665,906	3,652,310	2,629,287	648,906	1,428,333	205,194
	8	1,037,064	668,126	3,638,160	2,631,747	649,557	1,432,528	205,939
前年比増減率	9	1,034,711	664,844	3,648,840	2,637,998	654,304	1,437,739	206,812
	10	1,039,721	668,336	3,667,003	2,619,863	649,187	1,434,996	206,130
	11	1,039,200	666,810	3,702,540	2,625,252	649,227	1,431,085	205,796
	12	1,047,216	675,163	3,659,640	2,651,511	656,383	1,445,832	207,742
	2019. 1 P	1,040,800	669,697	3,681,835	2,627,018	647,706	1,433,349	206,660
	2015. 3	2.4	4.5	4.3	3.2	2.9	3.0	2.9
	2016. 3	2.4	2.8	5.5	2.1	1.5	2.1	1.8
	2017. 3	2.6	4.2	6.1	2.4	2.4	2.3	1.9
	2018. 1	2.9	4.3	5.3	2.6	1.7	2.2	1.9
	2	2.9	4.3	5.5	2.3	1.6	2.1	1.9
	3	2.9	4.2	4.6	3.0	1.6	2.2	2.0
	4	2.9	4.3	6.0	2.6	1.8	2.1	2.0
	5	2.8	4.1	5.8	3.3	△1.8	1.9	1.7
	6	2.8	4.0	4.9	3.6	△1.5	2.2	1.9
	7	2.7	3.9	5.4	3.3	△1.7	2.0	1.8
	8	2.8	3.5	5.0	3.1	△1.8	1.9	1.8
	9	2.7	3.3	5.5	3.2	△1.7	1.9	1.8
	10	2.8	3.4	4.6	2.9	△2.0	1.7	1.6
	11	2.7	3.1	4.3	2.8	△2.0	1.7	1.7
	12	2.4	3.1	4.9	2.6	△2.1	1.7	1.6
	2019. 1 P	2.3	3.0	4.1	2.5	△2.3	1.6	1.6

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料(ホームページ等)による。

2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。

3 農協には譲渡性貯金を含む(農協以外の金融機関は含まない)。

4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

5 八千代銀行、東京都民銀行、新銀行東京の合併による、きらぼし銀行の発足によって、第二地方銀行の計数は41行の合計から、2018年5月末以降40行の合計となっている。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円、%)

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2015. 3	209,971	52,083	1,829,432	1,783,053	470,511	658,016	100,052
	2016. 3	206,362	51,472	1,853,179	1,846,204	487,054	673,202	102,887
	2017. 3	203,821	52,646	1,846,555	1,918,890	502,652	691,675	106,382
	2018. 1	203,076	55,011	1,809,748	1,972,144	512,719	702,375	109,234
	2	203,466	54,853	1,799,351	1,974,305	512,923	702,795	109,506
	3	204,568	55,875	1,816,884	1,996,811	519,071	709,635	110,695
	4	203,982	54,732	1,891,900	1,990,584	515,736	705,036	110,188
	5	204,892	54,973	1,879,574	2,009,800	499,782	703,691	110,384
	6	205,223	55,688	1,898,073	2,021,311	503,165	707,374	111,095
	7	205,714	55,874	1,890,096	2,027,515	503,133	706,946	111,222
	8	205,876	56,520	1,883,718	2,031,859	503,165	707,804	111,527
	9	205,990	57,106	1,908,465	2,043,686	508,342	714,564	112,719
	10	205,664	58,353	1,889,797	2,043,927	506,358	709,355	112,404
	11	205,864	58,479	1,903,510	2,053,387	507,725	709,807	112,807
	12	205,476	59,030	1,926,110	2,066,818	513,140	717,720	113,969
	2019. 1	P	205,500	59,183	1,905,754	2,063,867	510,567	712,377
前年同月比増減率	2015. 3	△1.7	△1.2	1.0	3.9	2.8	2.1	2.4
	2016. 3	△1.7	△1.2	1.3	3.5	3.5	2.3	2.8
	2017. 3	△1.2	2.3	△0.4	3.9	3.2	2.7	3.4
	2018. 1	0.0	5.5	△1.2	3.8	3.3	2.6	4.0
	2	0.2	5.1	△1.7	3.8	3.3	2.6	4.0
	3	0.4	6.1	△1.6	4.1	3.3	2.6	4.1
	4	0.3	5.7	3.7	3.9	3.3	2.2	4.0
	5	0.4	6.4	3.5	4.7	0.3	2.2	4.1
	6	0.4	7.7	4.5	5.0	0.3	2.4	4.4
	7	0.5	7.6	4.4	5.0	0.2	2.1	4.1
	8	0.6	7.2	4.5	5.1	0.1	2.1	4.1
	9	0.7	7.8	5.3	4.7	△0.2	1.7	4.0
	10	0.8	7.4	5.1	4.9	△0.0	1.7	3.9
	11	1.0	7.8	5.8	4.9	△0.2	1.7	3.9
	12	1.1	7.4	6.1	4.6	△0.4	1.5	3.9
	2019. 1	P	1.2	7.6	5.3	4.7	△0.4	1.4

(注) 1 表9 (注) に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

4 八千代銀行、東京都民銀行、新銀行東京の合併による、きらぼし銀行の発足によって、第二地方銀行の計数は41行の合計から、2018年5月末以降40行の合計となっている。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

（2019年3月20日現在、掲載情報タイトル4,277件）



農林漁業協同組合の復興への取組み記録
東日本大震災アーカイブズ

HOME 内容から探す 都道府県から探す 情報提供組織から探す 詳細検索
キーワード検索 検索 ご利用上の注意

農林漁業協同組合の復興への取組み記録
～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～

2011.3.11東日本大震災・福島第一原子力発電所事故は、広域にわたり農林漁業に甚大な被害をもたらしました。
このサイトは、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合など）が震災・原発事故からの復旧・復興にどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために開設した、いわば現在進行形のアーカイブズです。

ご利用上の注意

被災状況 支援活動 復旧・復興への取組み 原発関連

更新情報 Update RSS 更新情報一覧 ツイート 33 いいね！ 40 8-1 6 つぶやく

すべて 被災状況 支援活動 復旧・復興への取組み 原発関連 お知らせ News お知らせ一覧

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2019年4月号第72巻第4号(通巻878号)4月1日発行

編 集

株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発 行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社